

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第二十四号

（三七七）

昭和二十七年三月二十七日（木曜日）午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
小池 英三君
栗山 良夫君

委員 重宗 雄三君
中川 以良君
松本 昇君
松平 勇雄君
小松 正雄君
境野 清雄君
西田 隆男君

政府委員

通商産業省通商局長 記内 角一君
中小企業庁長官 小笠 公昭君
振興部長 松尾 金蔵君
事務局側 常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

説明員

経済安定本部貿易局長 深瀬 晃君
易政策課長 易政策課長 深瀬 晃君

参考人

中小企業研究員 中島 英信君
兵庫県中小工業協議会常任委員 西村 四郎君

日本機械工業協会会長 村上 音治君
日本綿紡織工業連合会 谷原 長生君
日本絹人絹織物同業会 沼野敬之助君
専務理事

本日の会議に付した事件
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○委員長（竹中七郎君） 只今より委員会を開きます。

本日は中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたしますが、最初に参考人の諸君の御意見を伺つて、それから法案に入らうと存じます。

参考人の皆様には御多忙のところをわざわざ御出席下さいまして誠に有難うございました。どうか本日は、すでに御承知のように二十七年度予算が本会議に二時半から上程されるはずでありまして、何となく院内がざわついております。又本会議の進行状態によりましては、この委員会の議事も一時休憩して議員は本会議に出席せねばならんかも知れません。その関係上誠に恐縮ですが、参考人の皆様には指定の間内に御意見の要点を尽すよう御配慮願いたいと存じます。

本日の委員会で参考人に御意見を伺うことになりましたのは大体次の三點に關し、その必要を痛感したからであります。その一つは現在本委員会に付託されております中小企業等協同

組合法改正案について御意見を伺いたいことで、私も中小企業対策として協同組合の重要性を常々考へておりますが、この改正案で十分かどうか、この点について、日本中小企業連盟からは、事業協同組合に組合の預金受入を許して欲しいと陳情して参つております。又組合の共同施設についての陳情もありません。これらの点について伺いたいのが第一点、第二点としては、最近中小企業の困難についてその度合がますます激しくなつて来るようであるが、この困難性の原因と対策について、これは特に中小企業研究所を主宰しておられる中島さんに伺いたいのでございまして、第三点といたしましては、昨今の中小企業の困難の中でも特に目立つて居る問題、それは第一に輸出の不振から受ける影響、第二に特需、新特需に伴う諸問題、第三に操業短縮の影響といふことについて、その事情並びに御意見を承つて置きたいと思つてあります。以上のような趣旨で先ず参考人の皆様の御意見を伺うこととして差支えございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長（竹中七郎君） 御異議ないと認めます。それでは先ず中島さんからお願いいたします。

○参考人（中島英信君） 只今御指名頂きました中島でございます。中小企業研究所というところになつておりますが、今日申上げる意見は、研究所としての正式に決定された意見というわけではないのでありまして、個人の意見

でございますから、その点御了承願いたいと思ひます。又私自身も大体中小企業の経営者でございまして、どちらかと言いますと、主としてむしろそういう見地から意見を申し上げたいと、かように思つております。協同組合法の改正の問題が出ておるようでありまして、先ほど委員長からもお話がありましたので、少し他の問題にも若干亘つて中小企業対策の一般的な問題についても少しく申し上げたいと、かように思ひます。

中小企業問題及びこれに対する対策については絶えずいろいろな方面からいろいろな意見が出ております。その意味ではいろいろ意見がかなり出尽くしているという感もあるのではないかと、思ひます。従つて特にここに又新らしい問題とか、或いは対策といふものをお話申上げるといふことも困難な問題であると思ひますが、併し一面から考えますと、この中小企業に対する対策がいろいろとられておりますけれども、實際には中小企業の困難といふものはなかなか解消していませんし、絶えず新しい問題が出て参ります。まあそういう点から考えまして、この中小企業に対する対策といふものは現在或る意味では一つの転換的な時期に來ているといふことも考えられます。この中小企業対策を立てるその根本の考え方につきましても、これは中小企業といふものをどういふふう捉えるかといふところからやはり一応考へる

必要があると思つております。で、普通中小企業問題を扱う學者その他の人たちは、主としてこの中小企業問題といふのは、この問題性という面から入つて行つてこれを捉えるという見方が多いのでございまして。これは今日、日本において中小企業問題を論ずる學界において殆んど定説であるかのようになりかかつております。併し私はむしろ経営者の立場から見て行きますと、この考え方については若干別の見方をしたいと思つておるのであります。つまりこの問題性から捉えるというところは、まあ中小企業が大企業と競争して没落して行く、或いは非常に不利な立場にあつて困難しておると、こういう面から見て行くといふことになつて行きます。併し中小企業の中にもいろいろなものが含まれておりまして、規模において中小であつても、絶えず健全経営を続けておるものもある。経済状況の変動の如何にかかわらず、又戦前、戦時中、戦後を通じて相当堅実な経営をして居るものもあるわけでありまして。こういう面から見た場合は、非常に問題といふことに捉われず、そういう面をとかく見逃し勝ちになるわけでありまして。従つて対策を考へる場合にも、中小企業が非常に劣弱であつて、結局これは没落して行く傾向の強いものだといつた面だけが強く出て来る。最後はこの中小企業問題といふのが大部分は社会問題であるといふことになつて來ますと、十把一からげにこれは養老

なくとも落むわけがありますが、そういうふうには基本的には独立性を以てつの社会的な分業の形にこれを組織て行くという行き方があるわけであす。その場合にはただ親工場にゆる隸属するというような形でなくとも、この経営の能率を高め、優良な製品を作りながら、そうしてその大きき生産の組織の中に、体系の中に入りかからこの独立性を持つて行くということになるわけであります。そういう点から見てこの生産の面からは能率的な独立企業であつて、併しこれが総合された製品なり生れて行く場合には、全体として一つの生産の体系の中に入つて来る、こういう形があり得るわけでありす。この場合に大企業が分工場をたくさん作つてやつて行くというような場合には、まあ内部の経営の問題として出て来ますし、今のように分布したような形の場合には、一々の会社にとつては外部の経営の問題として出て来ますけれども、いづれにしてもどちらが経済的であるかということが出て来ますけれども、中小企業としていづれかの形が認められておるような場合には、そういう形で非常に従属して来たように見えるが、下請工場の場合にも一つの方向というものが考えられると思うのであります。まあそういう意味で中小企業対策に更に積極性が必す要であると考えます。

それに次ぎましては、この中小企業対策の新しい段階においては、これに総合的な対策を考えなければならんと思うのであります。総合性を与える、つまり金融問題は金融問題だけに於いて考える、販売の問題、売行き不

考える、労働問題はそれだけについて考える、或いは経営の問題、技術の問題をばら／＼に対策を考えて行くというものでなしに、これらをやはり総合して見て行くということが一つであります。それから更に協同化を考える場合に、協同組合法を作るといった場合にも、この中小企業に対する法律を考へる場合に単なる協同組合法、或いはその他の法律を独立して考へるのじやなしに、これを総合的に絶えず考へる必要があるのではなからうか。例へば今日協同組合法では企業組合が認められておる。ところが税法上或いは税務行政上では実際にはその法人格を非認するような取扱が行われておる。同じように、国家の行う立法或いは行政の活動の面で以て矛盾した面が絶えず出て来ているわけでありませう。先ほど触れました計量法の問題などにいたしましても、この場合にはその規定された設備を中小企業が共同施設でやればやり得るわけでありませうが、こういつた場合に共同施設でやるということをして法律は認めていない。一方では中小企業等協同組合法によつて共同施設を監視しておきながら、一方において中小企業の存続に関する重要な問題に關して共同施設を必要とする場合においてもこれを認めないといったやうないろ／＼な問題が出て来る。こういつたやうな各種の法律の相互間における矛盾といったやうなものがある。こゝういつたことがなしにやはり総合的に絶えず法律を検討して行くということが私は必要であると思ふのであります。が、そういう総合性を与えるという問題がございます。大体そういうふう

に中小企業対策には新しくやはり科

が附加せられておりますけれども、根本の狙いは、やはり大企業を主としたところの法案である。戦前は中小企業は非常に大部分は免税点以下の所得であつて、

委員長退席、理事古池信三君委
員長席に着く

性が与える、積極性を与える、総合性を与えるという特徴としてこの新しい面に進めて行く必要がある。ちよつと、時間がなくなりました。最後にそれではこの対策を誰が遂行して行くかということになります。これは第一には、やはり私は、中小企業振興対策の根本の担ひ手は勿論中小企業者自身であると思ふのであります。その意味ではやはり中小企業者の自覚と努力なしに中小企業の振興というものは絶対にあり得ないと思ふのであります。従つて国家として法律を作り、行政的にこれを援助する場合に、この面から見てそれをやはり基本にして考へて行く必要があると思ひます。従つて中小企業対策の面において、業者自身が実行すべきものと、国家が施策すべきものとはおのずからそこに分れて来る点があると思ふのであります。国家としていろいろ法律を作り、或いは行政を行なつて中小企業を振興して行く場合に考へるべき問題は、先ほど申し上げましたことと若干重複するかも知れませんが、原則的には、基本的には、中小企業の自主独立を成るたけ助ける、その意味でその活動に余り制限を与えないことをできるだけ少くするという点であります。それから第二の点は、大企業と中小企業の關係をできるだけ公正に扱つて行くということでありませう。つまり大企業だけに保護が片寄らないということにする必要があると思ひます。例へば、今度国会に出ました企業合理化促進法案のやうなものがありませうけれども、ああいうものもあつて中小企業に關しては経営診断などの問題

税金を納めなくても済んだ。それが戦後は相當に広汎な中小企業者が納税者として浮び上つて来ておる、非常に大きな税金を一方において負担してゐる。然るに一方においては特殊の大企業だけが税金の面においてはやはり特殊の利益を受ける。そしてその企業の収益性を高めるために国家的な援助を受けるということになります。こういふのを非常に極端に言へば、大企業或いは大資本というのは国家の権力或いは国家の機構を通じて中小企業を成る程度収奪するやうな形にもなるわけでありませう。こういう面からやはり絶えず公正なる取扱をするということがなければならぬと思ふわけでありませう。更にそれだけではやはり實際には済まないものでありまして、中小企業の中で實際的に問題になつて来るものとしてしまつては、この中でも特に弱い部門、つまり自立してやつて行くためにそれを協同化の方策で補助しようとしても補うことの出来ないといったやうなものもやはりこれはあるわけでありませう。これはつまり零細企業、特に家内工業的なものであります。こゝういつたものになります。こゝういつたものに対する保護政策が必要である。特に現在の中小企業対策において欠けておるものはこの点にあるのではないかと思ひます。それからさういつた補助政策は特殊の部門に行われるに加へ

て、全体的に中小企業を助長するやうな政策としては、この特殊の機関の設定なり或いは特殊の資金をどうするとかいふ問題がたゞさんあると思ひます。こゝで問題だけを申し上げますと、一つは、中小企業に対して絶えず情報を提供し必要な啓蒙教育をするやうな機関というものは、今日の現状の日本の中小企業ではやはり欠くことのできない問題であると思ひます。これは中小企業の自主的な組織が全国的に非常に強力になつておれば、或いはその力でやれるかも知れませう。併し現状においてはやはり中小企業庁のやうな組織を以て中小企業の発展にいろいろ必要は今日においては非常に重要性を持つておると思ふのであります。これは単なる情報を提供するとか、さういつたことでは意味がないように考へる人も中にはあるやうであります。が、實際はさうではないのであります。中小企業というものは大企業と違つてさういつたものを獲得して行く面において非常に力が必要で、又さういふやうな便宜を持つておらないといふ点から見て、さういつた機関は当然必要である。それから生産的な面において中小企業を振興して行くという場合には、どうしても技術的な面において、新しい技術的な知識なり何なりを提供して行くことも必要である。こゝういつた面において中小企業に対するこゝういつた技術的な指導援助といふものを国家的な施設として持つこともやはり必要なものに入らうと思ふわけでありませう。その次に、絶えず問題になつております金融の問題でありますけれども、これについては中小企業の金融機構と

いうのは、ここ数年間に割合に整備をされて来ているかのように思へます。従つて問題はそれに廻す資金の量の問題が主としてここに出て来ておるのではないかと考えられますが、ただ併し機構の中でたゞ一つ欠けておるものがある。何が欠けておるかと言ひますと、これはやはり長期の資金を中小企業に供給するところの機関を欠いておる。その点だけが中小企業に対する金融機構の一つの盲点になつておるわけでありまして、特に大企業と違つて中小企業はまあ証券市場で自己資金を調達することが困難である、こゝういつた面を補助する共同の金融施設でやれるかといふことも甚だ困難であります。今日この状況において少くとも中小企業が大企業のように資本を蓄積して行くには、税金を取られ過ぎであるのでありますからして、やはり国家の力によつてこゝういつた施設を当然やつて行くべきであると思ふのであります。こゝういつた積極的な面の施設といふものを当然考へるべきであると思ひます。最後に、今さういつた面の中に協同化政策といふものが織込まれて出て来るわけでありませうが、この協同組合法による協同組合といふものは、この協同化政策の中の全部ではなしに、やはり一部分であると思ひます。勿論協同化といふことを広い意味で言つた場合には、協同組合といふ組織だけではない、いろいろな連合の方式もありませう。而して重点は何と言つても現状においてはまあ協同組合であるわけでありませう。従つてこの協同組合に關する法律といふものは、中小企業の振興には非常に

重要な影響を持つております。これに関する問題点、意見だけを申し上げます。簡単に要点だけ申し上げますが、今度の改正法律案を主として考えますと、一つの問題としては、この広い経済、広い地域に亘る協同組合連合会が経済事業ができるようにするという点が出ておつたと思ひます。これは私どもですでに二、三年前から、この意見を絶えず出してまいりましたけれども、一方において事業者団体法や、独占禁止法にも緩和の傾向が現われて来ており、殊に今の状況においては特に必要であります。そういうことのない場合におきましても、これは中小企業に特に必要な点であると思ひます。と申しますのは、大企業は自分の支店を通じて、或いはエージェンツを通じて全国的な市場を相手として活動することができるといふやうな全国的なマーケットを相手にして活動することができなければならぬことは当然のことであるのであります。こういう場合に広い地域に亘つて協同組合連合会が経済活動ができないうことであつては、不当に中小企業の活動を圧迫するといふことになつてゐると思ひます。こういう点から言つて、これは当然改正されるべきものであると考えます。なお、組合員の範囲の問題、資格の緩和の問題もありませんが、これについては若干、いろいろ意見もあつて、そのために零細企業が却つて圧迫されるのではないかといたつたやうな見解を持つ人もあります。併し協同組合の作り方にはいろいろあるわけでありまして、今日中小企業といふものは単に同業者間の競争といつたやうな平面的な

競争だけでなしに、大企業との間の競争もあり、その他いろいろ問題があつて、いわば全体的な競争の中に入つておる関係から行きて、協同組合の行き方はいろ／＼な形があるわけでありませう。例えば問屋に代る協同組合を作るといふことも、問屋に代る協同組合を作るといふこともあります。或いは問屋を含めて協同組合を作ることもあり、或いは問屋に対して協同組合を作る場合もあるといふやうないろいろな形があるわけでありませう。こういうふうな実情において効果がある協同組合を作つて行く場合には、その組織の範囲内が合体されることのはうが適切であるといふ意見もあるわけでありませう。この点若干の意見の相違もありませうが、特に零細企業がこのために不利になるというやうなことがないやうな施策を一方において講ずるならば、拡大するといふことも一つの方法と考えます。

ここに出ていない問題点を申し上げますと、重要な問題点は先ほど委員長からもちよつと問題点の指示がありましたけれども、企業協同組合に預金の受入をさせるかどうか、これは他の種類の企業協同組合その他の場合と比較した場合の均衡上から見ましても、又先ほど申し上げた中小企業対策といふものは総合的に考えなければならぬといふ面から見ましても、協同組合活動が金融の面においても、生産の面においても、販売の面においても総合的に活動する意味において初めて効果が上がるわけでありまして、単にこの事業面だけを認めてこの金融面を禁ずるといふことでは、やはり効果的にことを上げることができない。こういう点から見

てこの事業協同組合が預金の受入のできるやうにするといふことは、これは中小企業に対する協同組合の性格上当然のことであると思ふのであります。で、協同組合の金融に關してもう一つ関連した問題として、現在問題になつておるものが信用協同組合の員外預金を認めるかどうかという問題が出て盛んに議論されておるやうであります。この点は、私の見解といたしましては、根本的には信用協同組合といふのは、一面ではこの協同組合よりほかの性格を持つておる面があるのであります。そういう点から行きますと、原則的には員外預金は認むべきでありません。併しながら従来のい／＼な経験その他から見て員外預金をした場合に、預金者の保護という面についていろいろ問題があれば、ここに若干の制限をする必要があるといふことについて、必ずしも否定することができない面もあります。それで方法をいたしましては、現在のように信用協同組合は三百人以上集まらなければならぬ。相當の自己資金を持たなければならぬといふやうな法的な制限があるといふ現状をそのまゝにするならば、これは員外預金を認むべきであると思ふのであります。併し中小企業の金融問題を解決するためには、もう少し自由による相互金融の組織を促進して行つたほうがよいといふやうな観点に立つて、信用協同組合の設立の制限をもつと緩和して行くことが好ましいのでありますけれども、この線が若しも貫徹されて行つた場合においては、員外預金においては認可制をとるとか、その他の方法を以てこれに若干の制限を加えることが妥当ではな

いかという考えも出て来るわけでありませう。従つてこの問題を、信用協同組合を作ることについての制限の問題を考へ合せて作らなければ結論は出ないといふやうに考へるわけでありませう。なお協同組合の問題につきましては、初め中小企業協同組合法が制定されましたが、その当時の原案に保険協同組合が載つておつたわけでありませうが、削除されて国会を通過したわけでありませう。併し保険協同組合といふのは、今日諸外国の例を見ましても、どこでもやはり保険協同組合といふのは本において、一方において中小企業の振興のための協同組合政策を推進しておきながら、特に保険協同組合を認めないといふことは、如何なる点から見ても當を得ないことでありまして、これは當然今後当初の考へ方に戻つて保険活動をもやはり中小企業の協同組合事業として認むべきであると思ふのであります。

なお、細かい問題についてはいろいろありますけれども、協同組合法に關連いたしまして主要な問題と思はれるものについて意見を申し上げた次第であります。ちよつと時間が予定を少し超過いたしましたので、一応これで打ち切らして頂きまして、後又御質問などの際にお答えしたいと存じます。

○理事(中島信三君) 只今中島さんから詳細に亘つて御意見の御開陳があつたのであります。只今の御発言並びに皆様のお手許にお配りしてある中小企業の問題点という一枚刷がありませう。これは中島さんが、現在全日本中小工業協同組合の副委員長をなさつておられますので、この問題点という印刷物に關しても同時に中島さんにお尋ね願ひたいと思ひます。皆様の御質疑を願ひたいと思ひます。御質問ございませうか。

○松本昇君 中島さんにお伺ひしたいのですが、どうも中小企業と申しますと、商業も工業も含めてお話になつておりますが、中小企業といふ場合に、工業に重点を置いて、商業といふ面がどうも閑却されやすいように今まで私も思ふのであります。これは工業は勿論大事であります。中小企業の工業勿論大事であります。商業の部門も全国の数から言つたら相當の数になる、販賣業者にしましても、サービス業にしても相當の数があるのですが、商業も工業も一括してすべて中小企業といふ一つの下に取扱われておるところに、い／＼な専門的になつていないために、部門的に分れていないために、かなり矛盾といふこともありませうが、びつたり合つていない点が相當あるように思はれるのですが、こういうものが法律化して行くと、なお一層中小企業に對してのい／＼なものが検討される上においては、當然商業部門と工業部門といふものに対しては、或る程度の線を引いて、そうしてそれについて適當の方法を講じて行くことがなお一層いいのじやないかといふ考えを私も持つて来るのですが、これに對しては中島さん、どうお考えでしょうか。

○参考人(中島英信君) 今日時間も少かつたので簡略に申し上げたわけでありませうが、私も從來から意見として申しては、中小の工業、中小の商業といふものに対しては、やはり一応異つた対策をそれ／＼持たなければならぬといふ

ふうにやはり考えております。ただ若干共通の問題も勿論ありますから、その場合には、やはりあらゆる点において別個にする必要もありませんけれども、従つて共通の問題は中小企業といつても、商業や工業も或いはサービス、運輸業等、すべてを含んだ中小企業の問題を取扱う。本当の精密に政策を進めて行く場合においては、商業と工業とを一応区別して対策を立てなければ効果の挙がる対策は出て来ない。私もさう思つております。

○小林英三君 中島さんにお聞きしたいのでありますが、中小企業の金融の問題につきましては、市中銀行からにしても、中金から借りるにしても、実際にその金が必要で借りたい人は、信用がないとか或いは担保力がないとか、いろいろの問題があつて借りられない。同じ中小企業でも、銀行ではほとんど貸したいような人は借りる必要がないという場合が起つて来るのです。ですから銀行では金があつても、その人の信用、工場の信用、その会社の信用、つまり貸せない場合、貸し渡す場合というものが必ずある、そういう問題を解決するには、どういうような方法がいいだろうか、どういうお考えですか。

○参考人(中島英信君) これはやはり中小企業の金融の実際の場合には大きな問題だと思つてます。現在とられております方針としては、つまり金を借りたけれども信用が不足しておるといふものに対して、御承知の通り信用保証制度とか、信用保険制度とかあるわけでありまして、これを強化することが一つの勿論方法だと思つています。もう一つ進めまして、私も先

ほど総合的に対策を考へるといふ点で申上げた点は、経営指導と金融といふ問題を中小企業の場合には特に結びつける必要があるのではないかと思つております。それで金を貸す場合にも、これはもう貸しても大丈夫といふのと、これはもう殆んど問題にならなうといふのと、その中間の、いろいろあると思つてます。特にその中間のものになりまうと、若干こういう点で信用に保証を与えるとか、或いはこういう点を直せば貸してやつても大丈夫といふ問題があると思つてます。従つて中小企業の場合には、金融と経営指導といふ問題を深く結びつける必要がある、これがやはり対策の一つの方向になるのではないかと思つてます。それじゃ何でやるかという場合には、普通金融機関の場合には、アメリカ等の例を見ますと、やはりこの点は言われているようでありまうけれども、銀行自体が或る程度経営相談に乗つてやる、それから借りるほうもそれに経営相談をして行くという行き方が一つあるのであります。併し日本の場合には中小企業専門機関というものがかなりありますから、その専門機関が特にこういうものについて努力する必要があると思つてます。この場合に金融機関の経営相談機関を持つとか、外部のそういう機関なり業者の団体のそういうものと結付けてやるかという問題があると思つてます。これはそのときの金融機関の状況及び外部にある機関或いは団体の状況によつて、とり得る対策はすべてこれを取上げて行くといふことではないかと思つております。

○小林英三君 それから中小企業の問題については非常に御研究になつてい

るようでありまうからして、こういう点をお聞きしたいと思つてののです。日本の工業といふものは殆んど、件数で言いますと九〇〇〇何%といふものが中小企業であります。この中に大工業、中工業、小工業、まあ製鋼なんか、これは大工業あり、中工業あり、小工業ありといふようなものだと思つてののです。ところが中には大企業がなくて中小企業しかないという業態もある、こういうふうな問題に対してどうお考えでしようか。

○参考人(中島英信君) 今お話の通り中小企業の分野としては、大企業と競合してゐる分野と、それから中小企業だけの業態の分野もあるのですが、今お話の第二の点、中小企業だけでできているもの、この場合にもやはり細かく分けると更に二つに分れるわけですね。例えば今日ここにメリヤスの村上さんも出席しておられますが、メリヤス業者は大体において中小の業者です。この場合に原料の供給の面が大企業と多少特殊の、或る意味で対立的な関係になる。それからもう一つ簡単な和傘を作るというふうなものになりますと、これは中小企業であります。原料の問題ではこのような問題が出て来ない。こういう場合に対策が違ふわけでありまうけれども、これは原料の供給が大企業であるような場合においては、特にやはり非常に包括的な協同組合の組織が必要じやないかと思つてます。先ほど申上げた協同組合の中にも、いろいろな状況によつて協同組合の作り方が違ふのであります。が、つまり一つは、昔の同業組合のよ

うな性格を現在の協同組合の中にも多

少持たなければならぬ。これは同業者間の競争を或る程度やはりチェックする問題が必要だと思つてのであります。それから今のメリヤスの場合には、一面において大企業との関係で、原料の調達という面については、やはりこれはその業者全体がまとまつた面が必要でありますから、こういう面ではやはりかなり包括的な協同組合といふものがどうしても必要になつて来るのではないかと思つてます。但しこの場合に極く小さな同業的な経営合理化のための協同組合といふものがあつても差支えないのであります。若しこういう形をとる場合には、やはり協同組合連合会を作つてこれを行つて行くといふような面、この協同組合の性格は、特に中小企業だけがあるような業種においては私は特に重要性を持つてゐるのではないかと思つております。それからさういふ業者がたゞさんありますというふうな問題が細かくなりまして、問題が出て来ますけれども、例えば輸出品を作つてゐる中小企業でそういうものがあつても、これに対してはできれば輸出品の品質を高めて、而かも中小企業のままで能率を上げさせて行くためには、これに一つの機械化をするとか、或いは一定の技術を与えるとか、或いは場合によつてはこれに対する資金を供給するとか、そうしてここに中小企業を全体的に質を高めて行くといふ場合には、そういう方面の政策はこれはやはり場合によつては国家的な施策として行ふ必要があるのではないかと思つております。

○小林英三君 今私が大企業がなくて中小企業しかないといふことは、これはどこか中小企業なるが故にそういう

業態が発展するといふことから、大企業が起つて来ないで中小企業のみが

展して行くといふ業態がたゞさんあると思つて。アメリカ等におきましてはやはりさういふ面がありまして、こういうものは、中小企業でなくては発展しない、大きなものは潰れる、むしろ能率が上らないといふ業態がたゞさんあると思つて。で、さういふ業態はゆる大企業のない中小企業につきまして、どういふふうな国家がこれに対して臨んだらいいかといふことについてお伺ひします。

○参考人(中島英信君) 特に中小企業だけの業態といふものは相当な理由がありまして、一つは、伝統的な中小企業でやつて来るといふ場合、それから企業の見えて中小企業でもやれる、或いは手工業的なものであれば特に中小企業に向いてゐる、或いは機械を使つても簡単な旋盤、ミリングを使つて行く、或いは合成樹脂でも簡単なプレス機械のようなものを使うとか、こういうようなことになると、経営の管理の面から見て中小企業のほうが適しておると、或いは機物関係その他になれば、非常にこの変動が激しい需要を相手にしておるような企業になれば、これも中小企業にいいといふような問題になると思つて。その意味で、これに対してさういふふうな中小企業に適した業態であるといふことがはつきりしておる場合には、やはり一つはこの特徴を活かしてやつて行く、難点になつておるのどこに出で来るかといふと、やはり一つは中小企業であるために、実際には経営面の改良する点があつても、改良がなかなか行われな

い面が一つ、それからこれを共同の施

設で以つてやつて行けるかというところ、
 実情はなかく困難な点もあるもので、
 この面では、こういうものの経営技術
 の向上に対する指導機関というものが
 必要であると思う。それからそういう
 場合に、需要と生産のバランスが破
 れるといつたようなために出て来る問
 題に対しては、一方は協同組合の組織
 を通じて、そういう問題に対しては不
 当な乱立競争といったものをそういう
 面から抑えて行く。それから先ほども
 よつと触れたように、実際は現在中小
 企業で行われておりますけれども、機
 械化の余地があるといったようなもの
 がある、こういう場合にはその中小企
 業全体が便宜を得るような形で、国家
 の試験研究機関のようなものでもや
 り研究した結果を中小企業に提供し
 て、その面を一つ進めて行くような面
 がその場合には必要であると考えま
 す。こういうわけでは必要としてお
 る問題について、これに適當な、ど
 ういう方向をとつたらよいかというこ
 についてインフォメーションを与える
 機関が必要である。この二つの機関を
 やはり国家として施策する場合には持
 つべきではないかと考えております。

○理事(古池信三君) はかにございま
 せんか。御発言がなければ次に兵庫
 中小工業協会の常任委員をしてもら
 います西村四郎君に御意見の御開陳を
 願いたいと思ひます。なお、時間は大
 体において十分程度にお願いをいた
 し、特にあなたからは新特需関係と中
 小企業の問題、これらに重点を置いて
 お話願えれば合せと存じます。

○参考人(西村四郎君) 委員長から御
 指名になりました西村でございます。
 兵庫県の中小企業の現在の立場にお
 きまして、特需及び新特需は直接には
 影響は少ないと思ひます。けれども、
 御承知の通り阪神方面の大企業を控え
 ておりますので、その下請関係で割
 合に影響が大きいのです。自分たち特
 需、新特需という問題も引くるめまし
 て中小工業が一番困つておりますの
 は、やはりいつも問題になります金融
 の問題でございます。なか／＼自分た
 ち個人の力では銀行のほうで金融し
 てもらうことができない。ところが実際
 自分たちが大工場から下請しました場
 合に、まあ注文書を頂きまして、材料
 を仕入れ、それを加工し、それを納入
 いたしまして、或る一定期間たつて検
 査を受けまして、それが合格しますそ
 の間には、少くとも自分たちの今まで
 の経験から考えまして、一カ月なり二
 カ月なり、三カ月かかる場合もある。
 それを納入しましたあとにも、ただ親
 工場の経理の関係だけであつて、代金
 を支払つてもらえない。そのために経
 理の關係上で商業ベースに乗らないよ
 うな、百二十日とか百六十日とかいう
 手形を振出す。これはどこへ持つて行
 つても相手にしてもらえない。私ども
 も今まで日銀の支店あたりに参りまし
 ても、大企業に融資される場合に、そ
 の融資される金額の中には必ず下請に
 払われる金額というものは或る一定の
 額が含まれてゐるのだ。これを何とか
 紐付融資のような形で一日も早く支払
 つてもらふことができないでしようか
 ということをたび／＼お願いしておる
 のですが、これはなかなかそんなことは
 実行できないのです。私どもが甚だ遺
 憾に思ひますことは、親工場の下請に
 出すというところは、結局親工場で作
 りができないから、下請に出すほうが安

いというので、親工場に何か利益があ
 るはずなんです。実際問題としてしま
 しては、親工場のほうでは給料の支払いも
 税金の支払いも全然しない。ところが
 私たちの立場に立つて見ますと、親工
 場が払つてさくれば給料の支払いも
 できる、税金の支払いもできる。親
 工場が商業ベースに乗らないでそれを
 支払つてくれない、非常に長い期間の
 あとでありませんと払つてくれないと
 いうようなために、自分たちは経済的
 に非常に困つてゐる。自分たちは信用
 が薄いのですから、これを無理に押し
 て現在の市中銀行に融資を求めるとい
 うことは非常に無理だと思ひます。
 ですから関連して親工場がもう少し早
 く何かの方法で支払を、現在のよう
 な調子でやなしに、少くとも戦前く
 らいに、納入してあと一カ月、少くとも
 二カ月以内に代金を支払つてくれる
 ということになりまして、自分たちが中
 小工業の下請業者は金融の問題からは
 解放されるのじやないかと思ひます。
 この金融の問題が解消されること
 になりまして、或いは中小企業に起り
 がちの、工賃の支払問題で労働基準監
 督署から注意を受けるというやうな問
 題もすぐ解消してしまうのじやないか
 と思ひます。自分たちが今の経験によ
 りますと、資金というのじやなしに、
 納入しました代金が回収されますの
 は、少くとも一年に三回くらいしか支
 払つてもらえない状態なんです。です
 が大きな注文をもらつて、それがた
 めに非常に苦しむ。親工場が前金をや
 つても……下請に出す前に前金を出
 すと……それは殆んど戦後なくなりま
 した。そういうような点をまあ何とか
 議会のほうで、立法とまで行かなくと

も、何とか考慮して頂ければ非常に結
 構だと思ひます。現在の特需とか新特
 需とかいうやうな問題につきまして
 も、自分たち戦前兵器をやつておりま
 した關係上よく知つておりますけれど
 も、アメリカのような高度に機械化さ
 れた兵器の製作になりますと、自分
 たち中小工業は、恐らく大企業の下請
 及びその部品の製作、それ以上一步
 も出ることはできないと思ひます。
 ですから今後とも新特需の問題にしま
 しても、どうしても自分たち中小工業
 は親工場に依存して行かなければ生き
 て行けない。その親工場が支払をな
 かなかやつてくれないということにな
 りますと、注文をもらつて仕事から
 なければならぬ。注文をもらつたた
 めにどうしても材料のほうは大坂の間
 屋なり或いは親工場のほうから支給す
 るために割合負担がかからぬのです
 が、自分たちが雇つております三十
 人、四十人なりの工員に対しては
 どうしても工賃を支払つて行かなけれ
 ばならぬ。その工賃が仕事を完成し
 て検査を通つて納入されたにもかかわ
 らず頂けないというのが自分たちの現
 状なのです。この点を何とかお考え下
 さいましたら自分たち中小工業の経済
 問題は相当解決されるのじやないかと
 そんなふうに考えております。簡単に
 すけれども。

○理事(古池信三君) 只今の西村さん
 の御発言に対して御質問がございまし
 たらどうぞ。

○境野清雄君 今のお話の下請工場が
 大企業からの金廻りが悪いということ
 は、これは前から問題になつておる
 のであります。これに対しては解決
 方法と言いますか、そういうやうなこ
 とで日経連あたりでもいろいろ問題を出
 してゐる。例えば下請業者も協同組
 合にいたしまして大企業から手形を
 振出させる、そうしてその手形を商工
 中金が割引をする方法が、これは幾ら
 かとつておりますけれども、こういう
 ことを普及するといふやうなことに
 つつのお考えは如何でございますか。

○参考人(西村四郎君) それは現在神
 戸でも中重、川重が現在それをやつて
 おります。それをやつておりますの
 は、協同組合に加入した下請工場だけ
 なんです。勿論この頃のようにタン
 カー・ブームで各造船所が非常にいい
 ものですから、今までの下請工場以外
 にやはり相当注文が出てゐる。そんな
 場合に協同組合に加入してくれと言
 つても、不況のときのあることを考え
 ましてなか／＼協同組合のほうに加入
 させない。だから今委員さんが申され
 ましたやうな恩恵を受けることができ
 ないといふやうなことが実際問題とし
 て起つておるのです。

○境野清雄君 そうしますと、今のお
 話ですと協同組合でなく個人の場合に
 そういふ問題がある。その問題とい
 うのは、一体あなたがたのほうで大企業
 のほうから手形なら手形を受取つて、
 そのものが割引できないといふことに
 よる金融難なんですか、そうでなく現
 金のくれ方が遅いといふ……、いずれ
 の方法なんですか。

○参考人(西村四郎君) 大体両方ある
 のです。現在ですと手形を出すとい
 うことは、出した限りの幾ら日にちが長く
 てもやはり責任を持たなければならぬ
 い。ただ単に都合が悪いといふやうな
 一点張りで、手形も発行されずに一カ
 月も二カ月も引張られるということが

現状ではよくあるのです。これは会社
の名前を上げますと非常に工合が悪
いのですけれども、日本で有数な大
きな製鋼会社でそういう例がたくさん
あるのです。一方では自分のほうの何
億か儲かった金で拡張工事をやつてお
る。私は下請工場の立場として非常に
残念だと思ひますが、それを無理に言
いますとその次から注文を頂けない。
注文をもらうためには、やはり親工場
の言うままになつてゐるより仕方がな
いという現状です。

○境野清雄君 先般何か商社の倒産の
ときに、愛知地区はそういうような問
題を非常にうまく解決しておるとい
うことが新聞に出ておつたように
記憶するのでありますが、暫らくこう
いうような問題は続いておる問題なん
であります。大体大企業から中小企
業への金廻りの速度が非常ににぶい。
言い換えれば、場合によつては政府自
体が大企業に対して融資しましても、
その融資自体が大企業の所でもうとま
つてしまつて、下請まで廻るといふよ
うなほどの金が廻つて来ないというよ
うなことを再度私も聞いておりま
して、中小企業の一つの金融難とい
う問題から行きますと、大企業からの中
小企業への廻りが非常ににぶいとい
うことはもう長い問題になつてゐるの
ですが、そういうような問題に關して政
府自体今度企業庁長官もおられます
し、金融課長もおられるようですが、
中小企業庁のほうで、こういうものに
對してこういうような手を打つとか、
こういうような考えでおられるとかい
うような腹案は如何でございますか。
○政府委員(小笠公昭君) 只今の点で
すが、非常にむずかしい問題でありま

して、これをつきり一つ義務付ける
というふうな考え方はなか／＼一般の
債権債務關係からしてとりにくい。例
えば下請手形というふうなものと考え
て見ると、これを十分に効果あらしめ
るには何かの強制力というものを持た
せないといふ意味がない、こういうこと
になるのであります。そこで非常にむず
かしい、新しい制度として何か一般
的に規制させる方法が非常に困難であ
ります。そこで私もいろいろといたしま
して先ほどお話のようないわゆる組合制
度と親会社との連繫による手形の裏書
と、それを商工中金等をして割引せし
めるといふ方法、又もう一つの問題は
特別の場合におきましては、特別に親
会社に融資をするという場合に紐付
的な融資を条件にするというふうなこ
とをやつたこともござりますが、これは
特定の場合に限ります。實際問題とい
たしまして、そして全体一般論とい
たしましてこの親企業から下請に金の流
れいによつて持つて行くという手は
なか／＼打ちにくい状況に突はなつて
おるわけでございます。それで逆には
つきり下請の連中の協同化を中心とし
てその協同化したものに対して資金を
緊密的に見て行くといふふうな線から
考へるといふこと以外に今のところ
い智慧がないのであります。何とかそ
こに一つの親と下請との關係を規制で
きるといふふうな名案ができれば非常
にいいのであります。なか／＼研究
しておるのですができないというのが
現状であります。

○境野清雄君 丁度ここに経団連のこ
の問題に關するいわゆる「大企業の下
請関連事業に対する支払の励行」とい

う条項がありまして、この中に、中央
及び地方の中小企業指導機關に支払促
進のための調停斡旋機關を設置し、極
力これを利用せしめるよう指導するこ
と。右機關には例へば大企業、市中金
融機關、中小企業者団体、日銀等の代表
を参加せしめ、中小企業側の苦情を公
正迅速に処理することが望ましい。但
し、苦情を申立てたため、かえつて経
営困難に陥つた実例もあるから、申立
入の名称等については、秘匿措置を講
ずべきである。こういう条項が出てお
るのですが、現実には西村さんは、今この
中小企業の実態問題に關連しておられ
るようですが、こういうような生ぬる
いと言ひますが、直接の問題でないの
ですが、こういうこと自体によつても
幾分解決が得る、幾分はそういうこ
とはいいのじやないかというふうな
お考えであるかどうか、その点ちよつ
とお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(西村四郎君) それは私が上
京します一週間ばかり前に、今委員さ
んが言われましたと同じことを大體神
戸の日銀支店長、それから神戸銀行、
東銀の支店長、それから兵庫縣の方か
らは商工部長がいらしたもので、商工課
長と、それから副知事のかたも出て頂
いたと思うのですが、そうして大企業
のほうからは川崎重工業と中日本重工
業、神戸製鋼、これだけのかたに集ま
つて頂きまして、そうしてできるだ
け何か解決方法をつつて欲しい。まあ
親工場のほうは不況であればこれはま
せんけれども、自分たちもできるだけ
忍ぼうと、併し親工場は相当利益を擧
げておられる少くとも二割、三割の配

当をされて、新しい工場をどん／＼
建設されてゐる、それにもかかわらず
その商業ベースに乗らないような百二
十日というふうな手形を出されるとい
うことは、自分たちは非常に生きるか
死ぬかの境目になつてゐるのだ、何か
やつて欲しいといふことをまあ申し上げ
たのです。それで私たちが今現実には非
常に困つております問題は、仮に手形
を頂きましても銀行にそれを持つて行
くときに、県の信用保証協會と銀行と
が丁度責任をなすり付け合ふというの
が現状なんです。銀行が融資すること
を承諾すれば保証協會は保証しよ
うと、銀行へ持つて行きますと、保証協
會が保証すれば俺のほうで見てやろ
うといふふうなことでなか／＼一つの
問題でもできない。それから大企業が
発行した手形を持つておつてさえなか
なから私たちが金融を受けられないの
から、そんなふうな裏付けがないもの
になか／＼現状としては貸付けるとい
うことは無理じやないか。神戸銀行な
んか現在では日本の十大銀行とか何
とかいふふうになつておりますけれど
も、大企業も営業の地盤が神戸にある
のですから、先日もう向うの西脇常務に
会ひまして、預金の受入を大企業と中
小企業からどんなふうにするかどう
いふふうになつておるかといふことを
聞きまして場合に、貸出が九〇％で、金
額にして二八％、それであとの八％か
何かに對して六〇何％の貸出をしてい
る。これはもうその銀行が大きくなる
ためには仕方がないだらうと思ひけれ
ども、兵庫縣で大きくなつた銀行なん
だから、少くともその比率を半々ぐら
いまで僕は持つて行つてもらうように

努力して欲しいといふようなくらいの
生ぬるいことしかできないのですけれ
ども、今申されましたように、その生
ぬるいことでもやりましたら多少効果
はございます。ただ自分たち中小工業
の立場としまして、これはもう申上げ
るのが非常に残念なんですけれども、
團結する力が非常に少いのです。一つ
の注文がありまして、もう人をつきの
けて置いてもその注文を取り、採算に
も何にも乗らない無理な注文の取り方
をして、あとで困つて、私の所へ来て
何か解決の方法がないだらうかとい
ふようなことを、私たちよく聞くので
す。これはもう少し生活とか何とかい
うことが楽になりましたら、或いはそ
んな無理なことはやらないうらと思
うのですけれども、何分にももう神戸
の機械工業なんかは独立して物を造つ
てゐる所は非常に少いのです。殆んど
神戸にございます四つの大きな重工の
下請關係が主なんです。それから、それ
からもう少し支払とか何とかいふ面が完
全に廻りましたら、そんなふうな経営の
面でもうんと楽になるのじやないかと
思ひます。今兵庫縣でも大工場のはう
じや労働基準法の違反ですね、そのう
ちの大部分は、工賃の遅延とか何とか
いふことは非常に少いのですけれども、
尼崎方面は今日でも全工場数の約三割
ぐらゐが労働の支払問題で、尼崎労働
基準局のほうでも、困つてゐるので
す。現実には通用せない手形を持つてい
る、これが資金化されない、それでま
あ仕方がないから労働基準局が先頭に
立つてその工賃だけを面倒を見てゐる
といふふうな場合が相当あるのです。
○境野清雄君 今の話の中に手形を持
つていてその解決問題で信用保証協會

という話が出まして、これはお説の通りだと思ふのでありますけれども、信用保証協会は、現状においては御承知の通り政府再保険が約五〇％というふうなことになることが、あれが若し政府の再保険が一〇〇％になつておれば、今あなたのおつしやつたような問題は解決するといふような見通しはありますからありませんか。

○参考人(西村四郎君) 現在では兵庫県ではその信用保証協会の専務理事にそのとき会いましたのですけれども、まあ貸倒れといふようなことは割合に率は少いのです。ただ何分にも兵庫県及び神戸市が出資しております金額が少いために、現在では余り余裕がないといふのが現状じやないかと思ふのです。それで政府のほうで再保証を一〇〇％されるといふふうになりますと果たはたの資金もつと出やすいのじやないかと思ふのです。

○境野清雄君 今の問題に関連して中小企業庁の金融課長、或いは長官にお伺いしたいのですが、これはどなたか質問したかどうかと思ひますが、御承知の通り今の神戸の問題がありましたが、神戸の問題にしても、例の十一大銀行が全国の六大都市に出しております六十五の中小企業の特別店舗といふようなものが出ております。あのものが何月十一月末の残高を見ますと、預金が百九十九億くらいある。それに對して貸出しは七十八億だ、言い換えますと、三八・二％を中小企業に貸している。こういうような現状になつていふと私は記憶しているんですが、そういう場合、少くも中小企業の特別店舗といふふうな銘打つてゐることは、相手方の顧客は全部中小企業だ、こ

うふうに私もは解釈するので、そういうふうな解釈しますと中小企業から集めた金の僅かに三八・二％きり中小企業に貸しておらないといふと、残りの六二・八％弱といふものは本店へ還元しているか、或いは大企業へ貸していかしなれば、金融業者ですからさういふ措置はとつておらないはずだといふ。……こういうような形になつてい

と零細な中小企業の金を集めておきながら、いわゆる羊頭を掲げて狗肉を売る形になつておつて、看板だけ掲げて中小企業の金を集めて、これを大企業に流してゐるといふことは、この数字から見ると或る程度私は是認せざるを得ないのじやないか。……こういうような問題に對して、これは大蔵省が只今来ておられれば大蔵省に嚴重に質問したいと思つておつたのですが、さういふような中小企業の金融が思つてゐるというときにかかわらず、その中小企業の集めた金をいづれにしても三割八分くらいしか出さんといふことは以てのほかだと思ふのですが、中小企業庁、特に中小企業の味方である中小企業庁として、こういうものを放任して置くお考えか、或いは何らかの措置を講ずるお考えか一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) 只今の点は、勿論御指摘になりましたような傾向を、中小企業庁の立場としては非常におかしいといふ点でござい、まあ例え銀行協会の集りその他の席上でもさういふ話をしているのではありません。勿論これは銀行側の立場、或いは大蔵省の立場も関係すると思ふのですが、まあ若干の理由はあるようであり、例え銀行といふものとはものと

も支店て預金を集めて本店で貸す傾向があるので、その傾向の一つの現われであるといふのも一つの理由であると思ひます。或いは又特別店舗と言つてゐるけれども、貸出しは確かに中小企業向けだけの貸出しをやつてゐるけれども、預金のほうについては必ずしも中小企業からの預金だけに嚴重に限定してゐるわけではない。まあ例えさういふような理由が言われてゐるようであり、只今御指摘になりましたように、少くも中小企業庁の立場からこの問題を見れば、その程度の理由付けでは十分な理由付けにはならぬのじやないかと思つております。……さういふ意味から、実は御承知と思ひますが、たしか昨年の暮でありましたか、特に大蔵省の銀行局長の通牒で、特別店舗の運営方針についてもう少し中小企業向けの貸出しについて努力するようにとつて特別の通牒が出たのであります。只今特別店舗を持つてゐる或る店では、本店のほうから一定の率しか貸出しはしないといふような制限を特に課せられておつたやうな裏付けもあつたやうに聞いているのであります。……さういふ特別の制限を付けてゐるやうな店は、さういふ制限をやめるべきだといふやうなことも併せて、中小企業向けの貸出しをもつと殖やすやうにとつて特別の通牒が出たのであります。これ以後若干は只今御指摘になりましたやうな傾向は改善されつつあるのではないかと思ふのであります。……私どもの立場から言ひまして、決して現状で満足してゐるわけではないのであります。

○境野清雄君 今のお説はよくわかりますが、ただ銀行局長の通牒で、一片の形式的のあれですね、さういふ中小企業の特別店舗と銘を打つておるものに通牒を出すくらいでなく、一つ中小企業庁自体としても態度を強硬にお出願つて、例えは預金の余つておるものは、商債債券を強制的に買つてもらふといふような措置を講ずるやうにして頂いて、少くも中小企業の金を集めて……それはお説の通り大企業からも集めておられようが、特別措置を講じて、特別金融店舗と銘を打つておる以上は、もう少し中小企業のためにやつてもらいたい。……さういふことに対しては一つ中小企業も、従来からお骨折を願つておるとは思ひますが、格段に一つ強硬に大蔵省にお申入れをして頂きたいといふことを要望いたしま

○参考人(中島英信君) 実は先ほど御説明をしようと思つて落した件について、先ほど境野委員から質問がありましてから、ちよつと補充させて頂きたいと思ひます。

○理事(古池信三君) 簡単に願ひます。

○参考人(中島英信君) 実は大企業と中小企業の下請代金の支払とか、その他の金融の問題については、調整機関を作る必要があるといふところから、全日本中小企業協議会でも二、三年前から提唱しております。この点は下請企業が直接親工場に交渉してしまつても、實際にはお前の所には注文を出さんと云われると困る場合も多いといふ關係で、いわゆる若干中立的な機関が斡旋しなければ解決しない。而もできるだけその下請工場は不利にならないやうな形でやつて行く必要がある。そのためには調整機関を作る必要があるといふ

考えを我々として持つております。我々として、それは民間機関でも差支ないのではありませんが、一種の公正取引を実施するといふ意味で法律的な措置もできればやり得るのではないかと考えております。この点は従来の民法の範囲内で実施し得ないものを労働法で補つたやうに、中小企業の場合にはかなり特殊な問題がありますので、この点についても法律的な面でも、もう少し歩を進してもいいといふ意見を全日本中小企業協議会としては持つておるわけでありまして。

○理事(古池信三君) ちよつと速記をとめて下さい。

○参考人(中島英信君) 法律の案に關してですか。

○中川以良君 案に對して。

○参考人(中島英信君) 法律の案に對して、具体的なさういふ案といふこと

るまで完全にできておりません。ただ前には例えは政府の支払促進に関する法律というものがあつたが、現在もあるかも知れませんが、あつたに準じて、やはり中小企業と大企業との間の取引関係を公正にするために法律を作つてもらう必要があるという程度の意見であります。

○中川以真君 それに關してどうですか。金融課長はどういうふうにお考えですか。金融課長にお伺いするのは変かも知れませんが、誰もおられないですか。振興局長は……。

○政府委員(松尾金藏君) 一般的に制度化するということなら、特に又法律を以て制度化することになりまして、すければ、この問題は相当、国の支払について法律で制度化するというのと違ひまして、いわば私の取引間を法律を以て制約するということになりまして、何と申しますか、相当権利の制限と言いますか、片方には、中小企業の立場から申しますれば勿論そうでありまして、プラスでしようが、片方には又制限しなければならぬ面が出て来ると思う。そういう意味で、法律關係、権利關係というふうなことで、一般的に法律を以て制限しようということになれば、相当まあ慎重な検討を要すると思つております。先ほど申しました調整の意味で、現地でそれぞれの關係のかたが集まられて、いわば自然発生的に調整の制度がとられることになれば、これは或る程度實際的な解決方法であらうと思つておりますが、それ以上に法律制度として云々というのになりますれば、実は私どものほうもそこまで十分な研究はまだしてない段階でございます。

○参考人(西村四郎君) 今御質問のありました調整の点につきまして、私は今まで二、三回そういうふうな会合も開いたものでありますけれども、一番私たちが現状に即していると思うことは、法律とかいうようなものじやなしに、各地にありまする日銀の支店あたりが主催されて、そして大工場と下請工場との間に話を付けて頂く、これが私には一番いい方法じやないかと思つて、大体まあ今の銀行の狀態を聞きましても、日銀さんの言われることだつたら大なり小なり聞かれる。直接には自分たちの企業とも關係ないので、相対公平な目で見つて頂けるのではないかと。だから日銀のほうでそんなふうな中小企業のために心配されて、月に一回なり、二月に一回なり、そういう会合を持たれることを何か中小企業にのほうで御心配願えれば非常に私は結構だと思つております。

○理事(古池信三君) ほかにございせんか、御発言は……。それでは次に日本横編のメリヤス協会会長の村上音治君の御意見を伺いたいと思つて、主としてメリヤス業界と並びに大企業との関連問題等を中心を置いてお話し願えれば結構だと思つております。

○参考人(村上音治君) 私どもの中小企業は、終戦後あらゆる不利な条件の下に自立更生を主眼として、又これを強いられて、営々として今日に至つて再建に努力しておつたものであります。最近の不況に際しまして、金融機關からの後援の少いところの中小企業は、当然四苦八苦の状態ではあります。が、価格の低落をすることは恐ろしくおそれるような状況ではないのであります。大体経営界の安定を希望しておるものであります。最近のような大企業に對しての便宜は非常に多く、なお便宜を与えてもらへるというふうなところから、潰れかけておるものもこれに對して援助を与えてもらつて、中小企業に對しては、潰れるのも止むを得ないという状況のような、こういうことからなお更中小企業としての経営の不安が重なつていふという状況であります。が、なおそういう状況で、大企業にのみ同情的であるというふうなことで、中小企業への圧迫は、ダンピングが續出したしまして決して経済安定に導くやうな方向ではないと思つております。又最近の紡績の操短といふことは、当然今後現われて来るところの原料高の製品安といふやうな問題は、なお一層中小企業への圧迫が甚だしくなつて参ります。なお輸出の不振にもなるのじやないかというように考へるのであります。又大商社は、最近の新聞にも見られますように、政府並びに金融機關によりまして貿易のために援助してもらつて、貿易上の恩恵により大きな失敗を重ねた。その結果、現在これの建直し策に専念しておられるというやうな状況であります。が、その建直し資金を再び政府並びに金融機關から援助してもらつて、それを貿易振興に役立たせないで、内地向に進出していふというやうな傾向が最近あるものであります。この点に對しては、非常に我々としても不安な感じを持つておるのであります。この問題は、大資本家の中小企業に對する新たな攻勢だと、私たちはこう考へておるのであります。最近予備隊並びに官庁の需要の発注というやうな問題に對

して、従前は設備所有者に限られて発注をしてもらったのであります。最近は一一般入札となりまして、これが受注を大商社に独占されるやうな状況であります。内地向のものに對しても、原料の入手の問題は大商社に非常に優越な点がありまして、その便宜と金融上の特典によつて不利な状況にあるところの中小企業を非常に圧迫いたしました。大企業の下請の制度がだん／＼多くなつて参りました。そして利益を大企業に壟斷されるというやうな状況になりつゝあるものであります。この大企業保護政策によつて、中小企業に對する度合がますます高まつて来るやうであるならば、むしろ政府みづからの手によつて産業構造の改革を御指導願ひたいというふうな私どもは考へておるわけでありまして、

○理事(古池信三君) 御発言はございせんか。

○境野清雄君 安本の貿易局の深瀬君は見えておられるのですか。

○理事(古池信三君) 只今まで深瀬君は出席されておつたのですが、今帰えられました。すぐに迎へに出すことにいたします。

○境野清雄君 それでは別の問題を開きしたいのですが、今のメリヤス業界の御発言ですが、メリヤス業界自体は、今お話のあつたやうな問題は、一々御尤もだと思つて、相当輸出という面に關しては、メリヤス業界は或る程度私は従来の設備といふもの自体が是非近代化をしなければならぬという羽目に行つていふのじやないか。例えば一つの、私ども浅い経験ですが、そういうやうな面から行きますと、靴下のごときものも相当ばら物が出て来て

おるといふやうな形から言いますと、やはり中小企業の対策をいたしましては、あなたがたのほうは一つの設備近代化の資金というやうなものも相当必要なのじやないかというふうな思ひますが、その点は如何でございますか。

○参考人(村上音治君) 設備資金は、当然我々の中小企業家として最も望んでいふところなのであります。が、なかなか長期資金としての融通が困難な情勢であるので、そのために設備の近代化が困難な情勢になつていふこととなつておるやうな状況で、これに對しての金融措置については、先ほどからいろいろ出ておりますやうな共同の組織化、或いは協同組合の強化によつて、或いは又共同設備によつて、何らかの盲点を打開する方法を講じたいというやうなことは、業者自身が考へておることではあります。が、實際問題としては、なか／＼困難な状況にあるので、これは實際問題として我々自身の自覚と反省が必要でしようが、今後の政府の御指導によつて多分にこれに頼る必要があるのじやないかというふうな考へております。

○境野清雄君 同時にあなたのはうが今輸出をやつております輸出先というやつは、大体ボンド領域が非常に多いのじやないかというやうな点からいまして、先般政府が発表しましたいゝゆる輸出制限と言いますか、あの問題に關しての御意見は如何でございますか。

○参考人(村上音治君) 輸出の方面については、このチェック・ブライスは一応できておまして、これによつてダンピングを防ぐやうな状況になつていふのであります。が、現在の段階では

なか／＼輸出が困難な情勢に追い込まれてゐる。それはやはり国際価格としても一応低下しているときに、最近の情勢では、原料高の点でなか／＼今後の中小企業家としてのメリヤスの輸出に對しては非常な不利な状況に追い込まれておるといふようなことなので、なお更今後の問題も、繰短の問題もよほど考へて頂かないと、少し過ぎるとなお一層輸出不振の状況に追い込まれて、殊にバイヤーからは叩かれ、又原料の入手には高いものを買わなければならぬといふようなことで、間に挟まつた中小企業家としての立場がなお一層今後苦しい状態に追い込まれる情勢ではないかといふようなふうに考へておるわけでありませう。

○境野清雄君 今のお話で、原料高の製品安といふこと、これはまあ絹、人絹その他一般に對して、今日中小企業の輸出その他が行われない原動力になつておると思ふのでありますけれども、一体あなたのほうの業界として、綿糸はどの辺のところならば現在の輸出にも引合ひ、そして、そのもの自体がスタンダード・ベースになるのだといふようなところは、概ね幾らぐらいのところか、そういうような基準になるのをごさいますか。

○参考人(村上善治君) 実は私のほうは横編メリヤスと称しまして、実は綿糸のほうを余り扱わずに、毛のほうのメリヤスを主体としておるのでありますので、数字的に多少の狂ひがありまして、どうもかと思ひますから、綿糸の輸出に關する価格の問題は御遠慮申上げたいと思ひますが……。

○境野清雄君 そうすると、先ほどお話のあつた繰短問題といふことは、紡績の繰短問題といふ意味じやないわけですか。

○参考人(村上善治君) 紡績の繰短問題であります。それは綿糸に關連しての問題に關係いたしまして、非常に業界に動きのあることは事実なんです。それで又予備隊問題に關しては、毛の肌膚類に關して、最近入札のあつた問題の事例がありまして、それを取上げて先ほど私から申上げたわけでありませう。

○境野清雄君 そうしますと、同じ質問を再度私申上げるのですが、やはり国内向のものに對してのあれですが、原料高といふものが、紡績の繰短によつて綿糸の値段が上がるということを手想しての先ほどの御発言でございませうか。

○参考人(村上善治君) その通りであります。

○境野清雄君 そうしますと、これは私は問題が相當残るのじやないか、あと綿スフ織物工業会の方から御発言があると思ひますから、そのときに再度私は念を押して見たいと思ふのでありますけれども、紡績の現状価格と従来工賃といふものは、大体紡績は二割に對して一万五千円ぐらいのもの、但し四割繰短にせられた今日では一万七千円ぐらいに私どもは行かなくちやならんものじやないか。そういう形から行きますと、一割に對しての棉花代金といふものは大体八万九千円ぐらいといふものが今日の現状であり、それを両方加えますならば、厳格な数字から言へば、これは八万九千円といふようなものが出て来るのではないか。そういう計算で行きますと、今日の三品相場といふものから比較しますと、これ

自体でもうすでに紡績会社は五百円ぐらゐは赤字になるのじやないか。逆に見て二百五十円といふ価格を堅持して一割十割で売つても二千円の利益が上つて来る、このもの自体がもうすでに原料高だといふようなことになつて来ますと、日本経済の面から見ますと、紡績といふような大きな一つの仕事、紡績が赤字になつていても、そのメリヤス業界なり或いは綿スフ織物工業界といふようなものを活かすといふことの大きな根本問題が私は起つて来やしないか、こゝういふふうに思ひますので、今の綿糸自体が原料高だ、そしてそれが繰短が四割或いは五割になれば、まだ工賃が千円ぐらゐ止るだらうといふことになる、これはなかなか問題になるのですが、現実の綿糸自体の価格といふようなもので、今採算点が非常に困難だ、国内的に売るのが非常に困難だといふような状態です。

○参考人(村上善治君) 今の一般のメリヤス製品の需要面からいつて、非常に消費層が窮乏な状態になつておるといふようなところから、現在の状態でもまず／＼これは下る一方ですから、結局なお更需が殖えないといふようなところは、内地向けにおいては当然そういう場合があるだらうと思ふのであります。輸出向けに對しての問題は、私自身綿糸の輸出に携つておらないために、あとの絹、人絹、スフの方面のかた／＼の御意見の御発表を待ちたいと思ひますが、なお私どものほうの毛のメリヤスに對しては、アメリカ、カナダ方面に輸出されておるものがあるのではありません。これの問題に對して、実は先頃アメリカの或るバイ

ヤーがイギリスから原料を日本に持つて来て、そして委託加工をさせて、それをアメリカに持つて行きたい、こゝういふ問題が起つたのであります。その値段は一ポンド五百五十円前後の値段でありまして、内地としてはその時分は七百円、八百円の相場をしておるのであります。それだけの大きな開きがあるのです、これは當然そういう問題、日本の産業にも影響するといふので、我々自体も反対の陳情をいたしまして、これは紡績と共に反対をいたしまして、これを不許可にして頂くような態度に出たのであります。それは幸いに不許可の態勢になつたわけでありませう。併しなからバイヤーから言ひますれば、イギリスの価格がすでに當然の価格であつて、日本の価格は高過ぎるのだといふような意見を持つておるの、と、アメリカのほうの経済状況が必ずしもいふ方向に向つておらないから、そう高くは買えないといふような問題が起つたのであります。そういう状況が、現在では相當に日本のアメリカ向けの輸出の毛のメリヤスが非常に有利な条件がある、それはポンド地域から仕入れてドル地域に輸出されるということと、特に手工業的な製品であるために、割合によく売れるといふために幸いに注文が来ておりますが、これに對して非常にバイヤーからいふ／＼の手段を以て叩かれておるといふような現状になつておるわけでありませう。そういうところから今後の状態も、紡績のほうからはなか／＼現在も糸も安く売つてくれない、併しなからバイヤーから叩かれる。そこにチェック・ブライスはがあるためによほどそこで緩和される問題がありますが、これに對し

てバイヤーからいふ／＼の手段を以て値下げする方式をいろいろと研究されておる。今後はリーベイトの問題なども或る程度要求されるのじやないか。これに對しては飽くまで反対する方向には業界としてはなつておりませうけれども、そういう問題が當然起つて来るだらうといふことを予想されるのであります。そういうところから綿糸の問題に對しても、それと同じような立場にあることを私どもも聞いておりますので、これに對して一応私としての意見を申上げた次第であります。

○理事(古池信三君) ちよつと境野委員に申上げますが、経済安定本部の貿易局の深瀬貿易政策課長が只今出席されましたからお知らせいたします。

○境野清雄君 それで今の問題で、もう一つお聞きしたいことがありませうが、これは深瀬君のほうにお伺ひしたいと思ふのでありますけれども、大体安本の貿易局で最近ポンド過剰問題は相當のさくやられておる問題であります。ポンドの過剰問題に關しまして先般来スターリング・ブロックに對する輸出制限といふようなものをやりました、本日御列席になつておる参考人のかた／＼の關連産業といふものは、みんなそれによつて相當影響があると思ふのでありますけれども、それが一昨年の実績といふものをスタンダードにした、これは勿論昨年の半分ぐらゐなものしか輸出でき得ないようなことになつておりまして、特に香港なりシンガポールなりを考へて行きますならば、従来とられた政策は是だと思ふのでありますけれども、あれが実施されました以後の日本の契約といひま

すか、輸出実績といいますが、そういうものがスターリング・ブロックにどんなような状態であるの進んでおるか、これはすぐ御返事願うことが困難でしたら、一つ統計でもあとでお届け願つても結構なんです、最近のいわゆるスターリング・ブロックに対する輸出の情勢というものはどんなふうになつておるか、おわかりでしたら一つお知らせ願いたいと思います。

○説明員(深瀬見君) 実は申訳ございせんが、私今日は特需のお話だといふことで、そのほかの支度をして参りまして、今の支度はいたして参りませんが、御承知のように二月十八日に為替の方面から制限措置をいたしまして、実際、物の方面から通産省で制限をいたしましたのが三月三日からでありまして、その間大体契約ができておりませんので、実際の契約減というものは三月三日以後になるわけでありまして、それで約二十日くらいはかたつておりませんので、未だはつきりした統計が私どもの手許にはありませんが、若干減つておるかというふうには心得ております。その模様につきましては後ほど資料をお届けいたします。それから今後の見通しにつきましても、只今お話がありましたように非常に窮屈だということでありまして、全体の数字の上から申上げますと、昨年の実績を大体ちよつと下廻つたくらいでありまして、そんなに窮屈だということとは言えないかと思ひますが、別の言い方をしますと、昨年の暮あたりから非常に輸出が伸びておつたものでありますから、そういう伸びる勢いから見ますと非常に窮屈だということも言えるかと思ひます。それから個々

の商社に割当をいたしました関係で、個々の商社の割当が或いは現在の商売の実績にそぐわないということがあり得るかと考えております。それから今後、この措置につきましても、実は未だはつきりいたしません分は、海外のほうから輸入制限の措置を続々とやっておりますので、その全貌が未だにつかめませんので、或いはその出方によりましては今後の措置をどうするかという問題を考えなければならぬのじやないかというふうに心得ております。

○境野清雄君 いろいろ問題は、安本の貿易局でおわかりかどうかかわりませんが、或いは大蔵省に質問するのが当を得ているかと思ひますが、一応安本のはうにお伺いしたいと思うのは、本年の二月末日で九億二千万ポンドのポンドの過剰手持ができた。先般来聞きますと、外為の委員長なり或いは銀行側からの議論としては、このものはすでに損失を招いた手持外貨になっているのだから、このものは外貨として持つておいてもそれはどの苦痛がないのだ、こういうような議論が再度あるのではありませんか、私どもはこれと全然違う考えを持つておるので、と申しますことは、今のポンドが二ドル四十セントというふうなポンドになつておりましたのは最近の問題なんです、九億二千万ポンドの過剰手持が、二ドル四十セントで物を売つて取つた金じやないのであります。二ドル八十セントのものとのベースのままである。そういうふうなことになる九億二千万ポンドというものの内訳は、現実に輸出をした途端に、言い換えればポンドを取つた途端に、すでに損失がその

中に入つておるといふ金と、それから損失でなくてはならないと取つてある金もあるのじやないか、この内訳は安本の貿易局じやわかりませんか。

○説明員(深瀬見君) 只今のお話の趣旨が私ちよつと呑み込めないものでありますが、或いはこういうことかとも存じますが、八千万ポンドばかりポンドがありますが、そのポンドは日本と英国との協定によりまして二ドル八十セントで換算しなければいかんことになつておりますが、実際のポンドの実勢が二ドル三十セントから四十セントというふうな実勢でありまして、実際のこの溜つた八千万ポンドを使う場合には、ポンド地域に物資がないとか、いろいろの事情から、この金が非常に使えないという点で、この金の価値が非常に少いということ、若し切下げがありまして場合には、例えば二ドル三十セントに切下げることになりますと、八十と三十との差、約二割くらいが日本の損失になる、国庫の損失になる、こういう意味でお話をしたのじやないかと思ひますが、それ以上には私はちよつとその当時お話を伺つておりませんので、よくわかりません。

○境野清雄君 私の申上げたのは、言い換えれば二月末日で九億二千万ポンドというものを日本が手持をしていて、手持をしていてものはすでに二ドル八十セントのスタンダード・ベースから一割五分も損をした二ドル四十セントで品物を売つた金を取つて来ていたのだ、こういうことになるからポンドの切下げが、あなたのお話の通り万が一、二割だということになつても、今持つて来ておる外貨は五分きり下がるのだ。売つたときにもう二ドル四十

セントで売つてあるのだ、こういう話だが二ドル四十セントだけでなく、もとの二ドル八十セントのものも相当あるのじやないか。今まで相当外貨が溜つておるのですから、これは甚だ無理な質問で、その区切りがどこまでは二ドル八十セントで、どこから二ドル五十セントになつた、二ドル四十セントになつたということは無理ですが、そういう何か参考資料が貿易局にありますがどうか、こういうのです。

○説明員(深瀬見君) 或いはこういうふうなことが御参考になるかと思ひますが、毎月々々ポンドの溜つております溜り方が出ておりますが、その表によりましてポンドの実勢が非常に弱くなる以前の溜り方を判定すれば、或いはお話の趣旨に副うかと思ひますが、その資料は後ほどお届けいたします。

○境野清雄君 その資料で結構であります。

○理事(古池信三君) よろしくございませう、それでは次に……

○小林英三君 議事進行について……折角遠方から見えておる参考人ですから、全部一通りやつて頂いて、そして我々が希望するように質問するといふことのはうが能率が上がるのじやないですか。

○理事(古池信三君) ではさように計らいます。日本綿スフ織物工業連合会業務部長谷原君の御意見を伺います。

○参考人(谷原長生君) 先ず綿織物における操短の必要性ということについて簡単に申上げます。私たちのほうで去年の末から今年の初めにかけてまして、二十七年度の綿織物の生産計画について相当真剣な勉強をしたのであります。そのときに想定せられた綿織物

の量は十二万個でありました。それが今年の一月二月の実績について見ますと大体十三万個できております。それで現在この三月に入つてからの情勢で、今年上半期ぐらいのこの綿織物の生産の適当な量というものを計算してみますと、大体十一万個ぐらいでなかろうかと思ひます。従ひまして、現在の生産は必要量をオーバーしている、結局過剰生産の気味にあるということでありまして、この線を需給のバランスがとれる線まで引下げるような操短の必要といふことを痛感しております。

次に操短の結果であります、操短した結果、先ずこの操短率が低下することが考えられます。現在の二月の操短率は七八%であります、綿紡が十五万個に操短した結果は大体六六%になるかのように思ひます。それが更に十三万個にも操短するようになると操短率は五二%になります。このように操短率が低下すること、その次に工費が割高になるのであります。更に糸高、織物安というふうな傾向が助長せられて来るというふうに考へます。

次に操短の方法であります、現在綿織物業者は全国に八千余あります。その八千余のものはそれ／＼の産地別に七十五の組合をこしらえておりますが、その七十五の組合のうち五十三が協同組合で二十二が任意組合になつております。今まで八千余の業者は組合を中心にして團結して自衛の途を講じて来たんであります、独禁法や事業者団体法の関係で協同組合を組織できないものがありまして、そのものが二十二あるんであります、現在のよう

な量は十二万個でありました。それが今年の一月二月の実績について見ますと大体十三万個できております。それで現在この三月に入つてからの情勢で、今年上半期ぐらいのこの綿織物の生産の適当な量というものを計算してみますと、大体十一万個ぐらいでなかろうかと思ひます。従ひまして、現在の生産は必要量をオーバーしている、結局過剰生産の気味にあるということでありまして、この線を需給のバランスがとれる線まで引下げるような操短の必要といふことを痛感しております。

次に操短の結果であります、操短した結果、先ずこの操短率が低下することが考えられます。現在の二月の操短率は七八%であります、綿紡が十五万個に操短した結果は大体六六%になるかのように思ひます。それが更に十三万個にも操短するようになると操短率は五二%になります。このように操短率が低下すること、その次に工費が割高になるのであります。更に糸高、織物安というふうな傾向が助長せられて来るというふうに考へます。

次に操短の方法であります、現在綿織物業者は全国に八千余あります。その八千余のものはそれ／＼の産地別に七十五の組合をこしらえておりますが、その七十五の組合のうち五十三が協同組合で二十二が任意組合になつております。今まで八千余の業者は組合を中心にして團結して自衛の途を講じて来たんであります、独禁法や事業者団体法の関係で協同組合を組織できないものがありまして、そのものが二十二あるんであります、現在のよう

情勢に直面しまして操業短縮などを考慮する上において、現在残されている途は協同組合を結成して、その線で操短をするとかいうようなことが考えられるのですが、併し加入資格の制限その他の制限によりまして協同組合を結成することができません。

次に操短をするについての問題でございますが、一つには協同組合法の改正と、もう一つは金融の途を新たに講じねばならないということでございます。先ず協同組合法の改正であります。今度改正せられようとする法案を見ますと、加入資格は従来の百人より三百に緩和せられ、更に広地域の協同組合の経済事業が許されるようなことになり、もう一つには員外理事が認められるようになりまして、従来よりはやや緩和せられるような傾向にあります。併し、併し綿織物工業の面から見ますと三百名の加入資格は不十分でありまして、これを無限に拡大するか或いは政令その他の別途の措置で大きい企業者が加入できるような措置をとつてもらわなければなりません。もう一つは、綿織物業者には協同組合に加盟しているものと、そのほかに何がしかのアウトサイダーがありまして、操短その他の統制的な仕事をしようという場合に、常にその市場を攪乱するような傾向がありますから、このアウトサイダーを取締れるような項目を一項入れてもらわなければならぬと存じます。そうすることとは、結局、協同組合のこの業務規定にアウトサイダーを取締るといふようなことをきめることを許してもらう以外には方法がないかと思ひます。

次に金融の問題であります。い

ゆる五大商社或いは十五大商社と言われるような大きい商社と大体六割くらいの取引をしておりますが、その大きい商社は昨年来の不況のため金融難に陥り、そのあおりを喰つて綿織物業者は非常にその金融が逼迫しております。現在の線で大体百二十億ぐらいの金が必要なのですが、そのうち六十億ぐらいは新たに融資を仰がねばならないような羽目になつております。この融資を仰ぐにつぎまして市中銀行勿論であります。特に協同組合の線において、商工中金或いは国民金融公庫の線から融資を仰ぎたいと存じておりますが、それにつぎましてやはり協同組合法の改正と、それに金業者が組織できるような協同組合法の改正をお願いしたいと存じております。

○理事(古地信三君) それでは引続きまして、日本絹人絹織物同業会専務理事の沼野敏之助君の御意見を願ひたいと存じます。

○参考人(沼野敏之助君) 簡単に絹人絹織物業者としての立場から意見を申し上げます。

○参考人(沼野敏之助君) 簡単に絹人絹織物業者としての立場から意見を申し上げます。

要性を持つておるということでございます。それから二番目には、併し中小企業形態でありますから、経営の堅実性という点におきましては遺憾ながら相当劣るところがあるという点でございます。三番目としまして、そこで産地的に集団生産組織を形成して、そこで、これに頼つて経営しているという形をとつていられるのでございます。言葉を変えましてならば産地を繁栄させるということによつてその中の各個の工場が繁榮して行く。産地の繁榮なくして個々の工場の繁榮なしと言つてもいいくらいこの形をとつていられるのでございます。こういうところから協同組合法というものは非常に私どもの産業にとりましては重要性がある次第であります。勿論協同組合を現に結成してあります状態におきまして、産地一丸となつて協同組合を結成しているものもございまして、或いは又、そのうちの幾人かが集まつて、一つの目的を持つて協同組合を形成しているというものもございまして、前に述べましたような性格から、特に私どもは産地一丸となつた協同組合といふものに重きをおいて考へていられる次第でございます。それに併して、今回御心配にあつたおきまして、今回御改正につきまして、大体承りまして、日頃から要望して来ました事項を相当にお考え下さるような原案になつてくるようでございます。何と申してこれが通りましますようにお願いしたいのでございまして、更にこれに加えて、先ほど綿関係のほうからお話がありましたような資格拡大につぎましての問題であります。私どもの

ほうにも三百人以上の人数を持ちながら、やはり産地的に集団生産をしてい

ら、やほり産地的に集団生産をしてい

はうにも三百人以上の人数を持ちながら、やはり産地的に集団生産をしてい

ら、やほり産地的に集団生産をしてい

ら、やほり産地的に集団生産をしてい

ざいですが、なか／＼中小企業形態で

ざいですが、なか／＼中小企業形態で

ざいですが、なか／＼中小企業形態で

常な低落を防ぐことができますように、措置を講ずることができまうように、前申しました特別法でやつて頂けるようにお願いできまうかというのを考えている次第でございます。

更に、これは協同組合法の改正並びに今申しました特別法をお考え願えないかという問題とちよつと離れた問題でございますが、金融問題につきまして一言お願い申し上げたいと思ひます。

これにつきましては、私時間がどうかと思ひましたので、ちよつと印刷しましたものを持つて参りましたわけでございます。ちよつとその前半だけでも読み上げてみますと、「絹人絹織物製造業に対する金融について。福井の震災、両毛の水害、八王子の震災等の復興資金は、復興資金の中途打ちりのため復興計画に組入れられ、又各地の戦後における設備増設においても設備資金十分ならず、止むなく市中銀行その他よりの運転資金も大部分設備復旧資金に充当した結果、運転資金は圧縮され、これに加えて昨年中において別紙のごとく五十六億円に上る資金の枯渇を来し、今や設備と工員を有して運転資金なき状態を呈するに至つたのであります。これが打開の一途は、従前の運転資金の固定化したものを長期低利化し、新たに約五十億の運転資金の融資を受けることとありと考へられます。右実情御察の上何とぞ格別の御高配賜りたくお願いいたします。」というわけでございます。

で、先般新聞紙上載するところによりまして、こういった問題につきまして相当御配慮を願つておりますことを承知いたしました、非常に有難く思ふ次第でございます。なお、それにつ

きまして、いろいろと政府資金を廻して預託して頂くとかというような方法によりまして資金面を御心配願つておりますが、借りの借り方としましてはなか／＼借りにくい状態でありまして、その借り方を成るだけ借りやすくするような御配慮もお願いしたいのであります。

第一に不動産担保の金融につきまして、これは長期低利に融資を固定化して頂きたいということにつきましても問題になるわけでございますが、なかなか現状としましては、不動産の担保で融資してもらうというところは容易じやないのでございます。それができましても、非常に率悪くしかお願ひできません。それから改めて運転資金を御心配をお願いするとしても、これは製品担保なり、或いは又製品を倉庫に入れたまして倉庫証券担保で融資をお願いするという手段をとらなければならぬと思ひます。製品担保にしましては、それから又倉庫証券担保で融資して頂くにしても、目下のところ原料にございましては、倉庫証券担保融資につきましては再割ができません。製品につきましては再割ができません。そこで日銀の再割ができる範囲に絹人絹織物を追加御指定願ひというようなこともお願いしな

やならん問題でございます。この震災、水害その他によりまして非常な苦しみを受けた業者の中には、不動産も担保に入つてゐるという状態のものも相当ございまして、或いは又経営状態が非常に小さくつて、結局は信用借りをしなげやならんという零細に近い企業が相当数あるのござい

ます。これらにつきまして、かねて御配慮願ひました信用保険法によりましてその恩恵にあずかつておるといふ形になつておりますのでございまして、が、現実にはその利用がなか／＼容易でないのでございます。市中銀行から借りるということにつきまして、信用保険法は相当嫌われてゐるという形を呈しているように存じます。これは、借りるほうの信用がまだ現状では更に足りないという状態と考へられるわけでございます。つきましてはこれはは実現困難といふことは重々わかりま

す。が、政府補償七五％、この線を更にもう少し引上げて頂くとか、或いは又保険料の八厘一毛というものを下げて頂くとか、何かここに措置をして頂きまして、信用借りによつて信用保険法を利用した借り方を十分活用できまうようにお願いしたいと存する次第でございます。

以上でございます。○境野清雄君 質問を私のほうからする前に、先般大蔵省から、新聞で見たのでありますけれども、百五十億の中小企業融資をするといふことが出ております。私もそのお話を現実について聞いておりますが、百五十億のものに對して、どういふような方途によつてこれを流すのか、この点一つ中小企業庁の金融課長が見えておりますから、おわかりでしたら一つお聞きしたいと思ひます。○理事(古池信三君) 松尾振興部長から……○政府委員(松尾金藏君) まだその内訳につきましては金融機関別にどういふところまではつきりとした計算はできていないのであります。我々のほうから申しますれば、特に御承知のよう

に中小企業金融の關係で、商工中金が金融債の、商工債券の引受の枠として非常に大きな期待と役割を従来果しておりました運用部資金の来年度の金融債引受の枠が、現在の計画では一応ゼロになつております。これを埋める意味におきまして、相当額は、できるだけ大きな額は商工中金にも又その他の中小企業の金融機関にも割振つてもらいたいといふことを大蔵省と今話合ひをしてゐるわけでありませう。早急に、今月中ぐらいにはその内訳も大体きめるように大蔵省と話をしたい、この程度の段階でございます。

○境野清雄君 中小企業庁としての、百五十億の配分に対する中小企業庁の案というふうなものもありましようけれども、又中小企業庁自体が大蔵省へ要望しておるといふ内訳のものはおわかりになりませんか。○政府委員(松尾金藏君) 具体的に金額で、ここどういふ数字を以て折衝しておるといふことを申し上げるような段階ではまだございせんので、ただ百五十億云々の問題が起ります。以前には、つきりと大蔵省と話合ひと申しますか、話合ひの上で、すでに国会では、商工中金に對して少くも二十億、当面二十億という預託金の要求は……要求と申しますか、実現については、百五十億の問題が起る以前に大体話合ひができておつたのであります。今度の事態に對して更にどういふ数字を以てという点は、もう少し話合ひをしてみなければつきり申上げられない段階でございます。

○境野清雄君 勿論中小企業庁自体は十二分に御承知だと思ひますが、大體商工中金に對しての二十億というふうなものも、先般第一回九億出た。九億出たやつを私のほうで逆に見ますと、そのうち二億四千万はルース台風の特別資金として出ておるのを引揚げられる。併せて五億四千万といふものは農林中金に返してしまふ。そうすると、總計して七億四千四百万円といふものを返却してしまふので、政府は体裁のいいことを言つて九億も出したと言ふが、その中で使える金は二億弱きりない。又百五十億出したら、我々の知つておる範圍でも、日銀へ十三億円か返さなくちやならんのを、期日を今まで三回も四回も延ばしておるといふようなことで、折角百五十億出す、そのうち商工中金に五十億廻つたと思つたら、現実使へるのは二十億きりないといふような不手際のないように、特に中小企業庁から大蔵省へ折衝するときに腰を強くやつて頂きたい、これを強く要望いたしておきます。合せて百五十億のうち、今沼野さんからもお話がありました絹人絹織物業界が今日非常に疲弊し尽しておることは、これは今繊維局長さんお見えですが、局長も十分承知しておられるところでありませう。私もちよつと聞いたところによりまして、百五十億の中小企業への融資のうち、絹人絹織物と申しますか、いわゆる繊維關係に五十億くらいは充當されるのだらうというふうなことを、私は聞いておるのでありますけれども、これに對して繊維局長のほうでわかひになつておる点、或いは繊維局長のほうから、このくらい要望しておるのだという点がおわかりだつたら、一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 中小企業のほうは、中小企業庁のほうで一括して、まとめて要望いたしておりますのでございまして、それ以外の面につきましては、今のところ具体的な数字を挙げて要望するところまで至っておりません、やはり大所のところでは、ケイブス・パイ・ケースにできるだけ善処するように話し合いをいたしておる次第でございます。

○境野清雄君 そうしますと、繊維局としては、一月以来全国の絹人絹の機械が相当疲弊しております、これに対しては大臣も一度行き、次官も局長も皆さんお出かけになつて実情を調査をしていて、十二分に御承知のことと思ふのでありますけれども、それに対しては、今の百五十億のものは商工中金へ廻つた上でというふうなことで、私が、私どもが承知しておるところでは、大体商工中金は廻された金の二三%乃至二四%というものを中小企業の繊維業者に廻しておるというのが過去の実績のように私は聞いておるのであります、これをこの際一つ、そういうものの割当が商工中金へ行きましたとき、御視察になつておわかりになつておるような現状でありますので、私は繊維局として従来の二三%なり二四%なりというものを、もつと拡大せられて、三〇%くらいは、今の問題である繊維部門へ廻してくれというふうなことを、商工中金へ、お差支えなかつたら希望条項として私どもは出して頂きたいというふうなふうに考えておりますが、繊維局長として、それに対してはどんなお考えですか。

○政府委員(記内角一君) お話の通り、現在の貸出の残高から見ますと、

二十数%というふうになつておりますが、我々最近の実情から見まして、中小企業いづれも困つておるとは思いますが、特に繊維関係が今日苦境にもありますので、新たに貸出する資金ばかりでなく、絶えず、商工中金は回収すると同時に、新規の貸付もやつておりますから、そういう新規の貸出については、更に以上以上の資金を出してもいい。割当は、商工中金に対する政府資金がどのくらいになるかわかりませんが、我々としては、それ以上に一般回収からもやつてもらいたいという希望を持つておるのであります。

○境野清雄君 今、沼野さんから絹人絹に対する中小企業の疲弊しておるところの御報告があつたのですが、これは勿論生産調節の問題、或いは過剰機械の問題というふうなものも解決しなくちゃならんし、それから原料糸としての生糸と人絹糸というふうな問題に關して、生糸はまあ一応安定法ができたのでというふうなお話でありましたが、併せて今のお話を聞きますと、人絹糸に対しても何か特別法を出してくれないかというふうなお考えであります、私は化学繊維であるという建前から行きますと、生糸と同じようにこれに一応特別法を出してやるといふことには、相当私は難点がありやしないか、でき得ればこの人絹糸の糸価安定法案というものでも出されて、五十億くらい金を出してスフと人絹糸をそういうような面に上げてもらうというふうなことは希望するのですが、これはなか／＼化学繊維であるがために、生糸よりもい／＼／＼なむずかしい問題が出て来る。こういうふうな点に關して、私のほうでは、一方には沼野さんに絹人絹織物同業会としての案でもありましたら御提示をお願いしたい。又なかつたら、この問題は業者として至急一つお考えをお願いしたいと思ふのであります。と同時に、一つ繊維局に對しましては、特別法を作るといふことについては我々も大いに研究したいと思ふのでありますけれども、相当これは時間的なズレができて参ります、再度私が委員会でも申上げておきます通り、この過剰機械というものが、どちらにしても五万台乃至七万台というものはそこに生じて来る。生じて来るということは、例えば今のボンド過剰問題を何らかの問題によつて解決したいというふうな場面が出て来まして、スターリング・ブロックへ絹人絹織物が相当量輸出せられるというふうな場合を想定いたしました場合には、化纖六社は横の連絡をとり上げて出来ることは火を見るより明らかであります、もう過剰機械というものがあつて、片方六社で横の連絡をとり得るといふことは、再度痛む目を見て、むしろ言い換へれば、私は今日中小企業の絹人絹織物の産地というものが疲弊し尽した原動力は、化纖会社にあるというふうな言つても過言ではないであらうというふうな状態になつておりますので、是非繊維局自体として、化纖会社を抑えると言ひますか、化纖会社自体に對して相當な横暴をせしめないような方策を今までもおとりになつておつか、或いはこれからどういう方策をおとりになるお考えがあるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 過去において、統制時代におきましては、御承知のように、統制価格その他で相當調整されて参りましたが、いわゆる自由主義の空氣が瀰漫しております最中に、その統制が解除されてからは、この点については大體政府はタッチしない、業界の自然の動きに待つというふうなことを建前にいたしておつたわけでございます。併しそのまゝにおきまして市価の暴落、暴騰というふうなことを経験しまして、今日も疲弊を來たしておるようでございます。単に全くの自由放任ということではなか／＼業界としても動きにくいというふうなことを體驗として感得しておるように見えるわけでありまして、最近の化纖会社の首脳部あたりの動きを見ましても、そういう点については十分に關心を持つておるやうに窺えるのであります。我々もいたしまして、単に價格の暴落の際に何らかの措置を講ずるといふことばかりでなく、逆の場合におきましても又それ／＼適當な行政的措置はとつて参りたいというふうな考えであります。ただ基本的なラインといたしまして、自由主義經濟を建前といたしておきます現在において、法律を以てとやかくするところまで行つたほうがいかどうかということについては非常に重大な問題を來たしておりますので、目下のところ具体的な考えは持つておらないという実情でございます。

○境野清雄君 それに關して何かいゆる糸価の安定策と申しますか、或いは商社と機械地の関連性について、何か一つの解決点を繊維局自体として先般大阪の商社や何かの会合において見出し得たというふうな話を私は聞いておるのであります、内容的にはさつ

ぱり私はまだ知つておらないというふうな問題でありますけれども、これに對して繊維局長のほうに、大阪で商社、この機械地の代表並びに化纖業界の代表の諸君がご集まりになつて、再度會議をした結果というものが、繊維局へ通告しておられるかどうか。それによつて相當解決の曙光が見出されたのかどうか。その辺おわかりでしたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 糸価の安定の問題は、やはり生産需給の調整というものが基本になると思ふのであります。この点については化纖会社に對しまして減産の、事實上懇談的に減産するようにという話し合いを進めまして結果、人絹、スフ、いづれも漸次減産に向いつつあるというところは御承知の通りであります、これのまあ裏打と申しますか、補助的な手段をいたしまして、例えば特定の人絹会社と商社と織布業者との間の連繫というものと、或いは人絹会社といわゆる販賣價格の建値制、建値制とまでは行かなくて、或る程度、建値を一定にするというふうな面等について、いろ／＼と検討を加へ、又できるものから実行に移すという段階で徐々に手を打ちつつあるわけでありまして、ただこういう問題でありますので、事柄の性質上、こうするときめて、すぐその通りに動くとか、或いはこういうふうにするのだというふうなきめて、お互いに協定をするというふうなことは許されな面もありまして、何らか適切な考え方をお互いに主なるラインを見付け合つて、漸次その方向に移行して行くという方向で進んでおるといふふうな我々は理解しておるやうな次第であります。な

お、最近におきましても関係業者の集まりを持つて、この点については更に真剣に検討を加えるというような動きになつておるように承知いたしておるような次第であります。

○境野清雄君 一方的に考えれば、化繊会社社の操短というものは、化繊会社自体はそれによつて相当金繰りその他の面で、在庫や何かもたくさん滞貨がでなくては非常に結構だろうと思ひますが、片方、現存織機というものが二十万台からある。そうして供給原料としては人絹糸が内地需要が一億五千万ポンド、スフが一億二千五百万ポンド、それから生糸が十万俵、こういうような供給原料というものと、いづれにしてもこの生産設備、織機の数だけのアンバランスで、六万台、七万台もあるというような状態にある絹・人絹業界というものは、逆に見ますならば、今化繊会社の操短をすると、このアンバランスが一層大きくなるのだとい

すので、一つ繊維局といったしましてもその点ででき得る限り急速に何らかかの手を打つて頂きたい。それは独禁法なり事業者団体法がありまして、なかなか打つべき手もない、又は勧告価格くらいなものやつて行くというのが従来の繊維局のお考えでしようが、勧告価格というものは前に何度でも大失敗をしているので、これはもうやればやるほど「あら」が出て、まづい結果になることはもうすでに繊維局長、百も御承知のことであらうと思いますが、そういうような点で、何とかこのアンパランスになつておりますものを、生産調節を化繊会社のほう一方だけでななく、絹人絹同業会を通じて、この業界にも何らかの手で抵触しない範囲で、生産調節ができて得るというような点はお考えになつておりますか。或いはこういうような手によつてそれが鑑決するということはお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(記内角一君) 当然原料方面で減ずれば、それを使用加工する方面が野放しになつておれば行詰つて来るのは当然でございますので、我々早くから各關係の組合等に対しまして、御承知の通り事業者団体法で生産協定というようなことはできないことになつておりますが、協同組合であれば或る程度のことではあることにもなつておりますので、このことを勧奨して参つております。ただ現実の問題といたしましてこの加入脱退が自由になつておると、自然この問題が十分な効果を挙げ得ないというようなことで、なかなかそこまでの踏ん切りが業界としてつきにくいという点もあるようであります。一面には先ほど申上げました

人絹会社、商社、織布業者の間の関連性というふうなものを進めると同時に、今申上げたような単独協同組合で減産決議、操短決議をやるというふうなことで実行させて参りたいというのが、しばしば、話合いを進めておるような事情でございます。

○境野清雄君 先ほど来協同組合の問題が大変出たようでありますけれど、大体協同組合の問題に対して、いろいろ御要望の点は私ども同感なんではあります、ただどなたも触れなかつたやうであります、事業協同組合に対しまして、組合員の預金を受入れさせるといふことは私は非常にこれは必要な問題じゃないか。言い換えるならば、今日協同組合というものが弱体化しておるといふことは、一つの例を挙げますのなら、私はこの絹、人綿の問題に關しては消費税の四割を一割残しておいたらよかつたんじゃないかといふことを、あの当時非常に私は主張したのでありますけれど、同僚の各位か

しょうが、一つの組合の強化策にはなるのじやないか。

〔理事古池信三君退席、理事栗山良夫君委員長席に着く〕

たま／＼どなたからでも、預金の受入れというような問題が出ておらなかつたので、私はもう前々からこの主張をしておりますので、今度の協同組合法の一部改正に際しましては、私はこの点は強く要望し、でき得れば委員会の同志の諸君にお諮りしまして、これは修正まで待つて行きたいというような私は強い意向を持つておるのでありますけれども、それに対して一つメリヤスのほう並びに綿スフ織物工業会、それから絹、人絹織物同業会の代表のかたがたが来ておりますので、私の今申上げました預金の受入という問題に対して、簡単に結構でございますが、そういうことは賛成でき得るものか、或いは反対するべきものかということ、す。を、一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人（沼野敬之助君） 実は私、先
ほどそのことについて申し上げたいと思

るのを控えました次第でございます。実は私どものほうの關係しております或る一部の協同組合におきましては、是非この預金事業を加えまして頂きたいという熱望を持つている組合があるでございます。不贅成どころじやなくて、是非これをお願いしたいという次第でございますが、ただできるだけ早くこの協同組合法の御改正を願ひまして、それを抜きにしても先ず以て自分たちが仕事をする緊急の面を先にやりたいという考えから、それをわざと申上げずに残しておいた次第でございます。その点の一つ御了承願ひたいと思います。

○参考人(谷原長生君) 協同組合法の改正については、特に深い関心を持つておるのは、この加入資格の緩和のこととございまして、これさえ実現して頂ければ、ほかの問題はおい／＼解決して頂けるだろうというような実感は感じを持っておるのでございます。従いまして、この預金の受入の項目を新たに付加えて頂くことは誠に結構でございます。

○参考人(村上晋治君) 私も只今の預金受入については賛成であります、これは全中協でもいろいろとこの問題についてはたび／＼研究を重ねておつた次第であります、これに対して賛成する理由は、これからの組合事業は、金融を最も重要視しなければならぬ。金融を重要視しなかつたら組合の強化はないというようなふうに考えておりますので、その点から金融の鞏固、金融の措置をどうするかという問題は、手許に資金がなければ非常に円滑な金融の操作ができ難い。又よそから大口の金融を受ける際にも、手許に

或る程度の預金があつて、それが見返として出資することが最も信用度を増すものである。協同組合としての金融事業が一番困るのは責任体制がない、又組合の役員がたゞ／＼変更され、一貫した方針が定めないといふやうなところが、組合事業として今日非常に支障がある、又信用を受けられない実情がさういふところから来ておるといふやうなふいふも考えられますので、さういふ点を是正するためにも、組合として預金の受入をして、或る程度組合としての手持資金を持ち、又それによつて、その裏付けによつて中金から或いはその他の市中銀行からの借入れをするといふまで進めるといふ動力にもなりますので、最も組合として、協同組合の預金受入れについては、私どもは賛成しておるものであります。

○境野清雄君 中小企業庁のほうにお伺いしたいのですが、大体協同組合も相当経歴を持つて一般的によく周知されておる、協同組合自体もかなり効果を挙げておると思つておりますけれども、それにしても協同組合自体の中に、相当私どもは中小企業庁としても少し考へてもらいたい、言い換えれば中小企業庁からももう少し再編成をやつたらどうかといふやうな時期に來ておるのじやないか。一つの例として、五百人も六百人もおつて、一つの中小企業の協同組合を作つておる、こゝういふやうな問題がある。或いは又陳情の面を見ますと、いわゆる商工中金への金の借入れといふものに對して、理事なら理事の連帯責任が困るのだといふやうな問題がとき／＼陳情として出て來る、こゝういふやうなものは、言い換へれば、私どもは中小

企業等協同組合を作つたときの本質に甚だ相反するのじやないか、こゝういふやうに思つておられますので、商工中金を今後拡大強化しなくちやならん、さういふやうなことによりまして、中小企業等協同組合といふやうなものによつて日本経済の根本的再建をやろうといふやうな考へで発足をしたものですから、もうそろ／＼一つでき上つておる協同組合といふものに対して、中小企業庁自体が再検討せられて、一つ警告を発するなり、それ／＼の工業組合なり同業会なりに対して、こゝういふ面にも少し積極的に出て頂きたい、こゝういふやうに私は強く要望したいと思つておるものでありますけれども、それに対して、中小企業庁自体でどんな考へであるか、一つお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) 只今お話の通りに、成るほど現在中小企業協同組合は数に於いてはだん／＼殖えて参つております。全中小企業の数の中でどれくらい協同組合に組織化されておりますか、我々の見当では恐らく六、七割見当は一応協同組合の形で組織化されておるのではないかと思つておりますが、併し今、只今御指摘のやうに、それだけの数の協同組合が本當に何と申しますか、本来の協同組合精神で筋金の入つた運営、活動をしておるかといふ点につきましては、私どももいろいろ／＼な事例から見まして、決して満足な状態ではないと思つております。ただこれに對しまして、それでは政府の、再編成をするといふやうな特別な強力な手といふものは、実は直接的な強力な手といふものは、現在の法制上或いは運営上非常に困難であります。

す。むしろ例へば現在までも、私ども、いわば指導方針といたしましてやつておる点であります。協同組合の運営指導方針について模範的なものを作り出すはかに、現在運営されております協同組合の中で、いわばモデルとなるやうな模範的なものをそれ／＼選び出して、この模範的なモデル組合に右へならえをするやうな方法で指導して行くことが、一つの具体的方法としては有力な方法ではないかと思ひます。本年度から、すでに若干さういふ点にも手を着けております。今後ともさういふ方向に進みたいと思つております。

○境野清雄君 最後に私は一つお尋ねしたいのですが、大体さういふ大企業から中小企業への金の流れが非常に鈍いといふ問題を兵庫県のほうからお出しになられました。これは私は同じやうな問題が商工中金にあるのじやないか、言い換へるならば資金源を廻りましても、商工中金自体が今後地方へその金を流すといふときに、非常に期限的なズレがあり過ぎる。言い換へれば四月なら四月に資金源を商工中金に出しまして、そのものが現実に地方へなつたり七月になつたりしておるといふことは、先般私どもが福井、新潟その他の地区を見ましたときに、もうすでに商工中金に對して九億の金が出ておりまして、なお且つ棚上げをするものは棚上げをして、一応返すべき金の十三億も四月以降に押さへておつたといふやうなこともかかわらず、新潟県或いは福井県、石川県あたりに行きますと、逆に商工中金が資金源を抑へにかかつておる。従來出しておる金に對

しまして、担保がなければあとの手形を割引しないでおくといふやうなことを再度やつておりますので、これでは枯渇しておる中小企業者自体が新聞を見て、百五十億の金が俺たちのところに流れて來ると思つたのに、現実に流れて來るのは三月も四月もあとだといふことは、折角中小企業庁その他のお骨折を願つて資金源を獲得したにもかかわらず、その期限的なズレが大きくなるために、死ななくともいい中小企業が死んでしまふといふやうなことが、今後多々あると思ひますので、是非一つ中小企業庁からこの点に關しては嚴重に商工中金に一つ伝達して頂きたい。併せて、できまするならば大蔵省のほうから国民金融公庫に向つても、こゝういふ要望を私はやつて頂きたいと、これを強く要望したいと思ひ、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○理事(栗山良夫君) 私からちよつと繊維局長とそれから振興部長にお尋ねをいたしたいと思ひます。実は三月の五日に、紡績百六社に對して四〇%、ゴム四百社に對して三〇%の換短が行われたのでありますが、こゝういふ工合になりましたことは、通産省自体で、業界の事態を憂慮されて、自発的にとられた措置でありますか。或いは又、業界のほうからの要望に従つて行われた措置でありますか。この点をお伺ひします。

る生産制限であります。こゝういふやうな生産の制限、延いては價格の安定維持、さういふものを目的にするわけですから、こゝういふやうなことはいわゆる公正な取引を阻害し、或いは又消費者に不利をたらすといふ精神から、独禁法といふものがあるわけでありまして、この独禁法との關係はどういう工合にお考えになつておりますか。

○政府委員(記内角一君) 独禁法は、業者の協定による独占的な行為を行うといふことを禁止しておるわけでございますが、業者自身がそれ／＼の見込、思惑或いは計画方針に基いて生産を増減するといふことは、獨禁法も禁止するところではないわけでありまして、で、私どももいたしましては原料面が主として有利であるアメリカ綿、即ちドル資金を以て買わなければならぬ棉花でありますし、それが現在の需給から異常に消費されるということ、は、將來において端境期に棉花が足りなくなるということも憂慮いたされま

はわかりましたが、そうしますと今組織局長のようなお考えの下に進むといふにしても、経済活動の自由を妨げる、或いは又この政府のとつた措置に對して従わなかつたものに対しては、制裁の内容もあつたようでありますが、そういうようなことをせられる法的な根拠はどこに求めておられるのか、その点について伺いたい。

○政府委員(記内角一君) 勸告いたしました、が、それに従うかどうかは業者の自由でございます。ただ、従わなかつた場合におきましては、今後におきます米綿買付資金の割当に際しまして、或る方式の下に、その削減を加へるといふふうにいたしておるわけであります。これは全く法的な関係は、ございませんで、専ら外貨資金の割当の面

の操作に待つておるわけであります。勿論有利不利の面はありますけれども、業者個人が自分の意思で以て更に増産したほうが有利であるという考え方をいたしますれば、例えばバキスタン綿というような、いわゆるボンド資金で以て綿花を買付けることは自由になつておりますので、これらを買付けられて、生産を増加することとは一応差支えないことになつております。

し端境期になれば暴騰するであらう。
従つて、そういうふうなものを調節す

るためにとつた思いやりの措置である、こういう工合におつしやつたわけでありますが、併しそれはやはり消費者の意思というものが、そういう工合であるならば、反映されなければならぬのでありまして、通産省がこれを行政的に上から独断的に行われるということは、ちよつと工合が悪いのじやないかと思ふのでありますが、そういうような国民の、いわゆる消費者の各階層の意見を酌まれるというような措置はおとりになつたのか。或いはさうなことは勿論必要がない、こういう工合にお考えになつてとられなかつたのか、その辺の経緯をお伺いしたいと思います。

○政府委員(記内角一君)　　こういう問題を一々各方面に了解をつけることは、或いは当を得たものかとも思われるのでありますが、逆にこういうことを相談いたしております間に、何と申しますか、計画を落ると申しますか、いち早くその裏をかいて行くといふようなことも相当憂慮せられるわけであります。又他方これを下手にやりやりますと、忽ち輸出方面の、御承知の通り繊維は日本の輸出の大宗であります。或いは又すでに輸出されて参る。或いは又すでに輸出されて

るべく契約も終つて、手続準備中のものは、又昨年のようにキャンセルされるというふうなこともござい、ますのといで、そういうことをも考え合せまして、迅速に取運んだ次第であります。て、手続としては或いは一般の大衆の意見を聞くというふうなことも必要かとも思いますけれども、その辺は緩急

よろしきを考えなければならんかと思
われる次第でございます。

○理事(栗山貞夫) 次にこの大企業と中小企業とに操短の及ぼした影響の点について、三伺いたいと思えます。先ほど通産省の独自の見解の下に行なつたのであるということを言われましたので、それを一〇〇%信賴をいたしましたして、そうして質問をいたしましたと思います。通産省としましては、今度の操短は大企業、中小企業にかかわらず一律の操短率をとつておられるのでありますが、その考えの裏には経営を可能にするための最低の生産量と申しますか、操業度と申しますか、そういうものは企業の大小にかかわりな

く同一である、こういうお考えの下に行われたものと私は考えるのでありますが、**実際に**そういう工合になつておるものでありましようか、私どもはやはり一定の国民生活をいたして参りきするために、税金において最低所得者のところには基礎控除があると同一ように、やはり一つの企業を経営するために、ぎり／＼結算のところを考へまする場合に、最低の経営を可能にするための必要生産量というものによつてやはり限度があるのじやないか、こういう工合に考えるのでありますが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(記内角一君)　そういうことともございますので、例えば十五万畑を割当てるに際しまして、一月の生産高の一割五分減というふうな一律の生産高の一割五分減としないで、現実の生産やり方でございますんで、現実の生産を……非常に技術的に細かい問題にたりますが二十番手の銼数に換算するその換算された銼数に応じて配分する

というふうな操作をいたしたわけであり
ます。その結果といたしまして、現

割当てた生産限度というものは、いわずも二割以上、平均いたしましたと十五万個は一月生産に對しまして約一五%減産ということになるわけでありますが、十大紡績はいずれも二割以上の減産ということに相成つておりますし、それ以外のいわゆる中小の紡績の減産は、現実には減産をしなげければならぬというものは僅かに十数社の数字でございまして、中には一月の生産よりも更に余計に生産できるというふうな結果にも相成つておるような次第

でございませう。従ひまして、一律の基礎控除ということまでは考えておりませんが、そういう現実の生産制当の機械的な、或る技術的な操作によりまして、多分に中小企業に有利な生産限度の割当が行われるという方式を採用いたしておりますような次第であります。

○理事 栗山良夫君) そうしますと何ですか、企業の規模に応じて、操業度に段階制を大体とつておると、そういう方針で只今のものが行われておる、こういうことではございませんか。

規模に応じて段階を設けるといふことではございませんで、今申上げたように、現実の生産が、例えば太番手のものを引いております場合には非常に有利になる、或いは細番手のものを引いておる場合には相当不利な立場に立つといふふうな關係になつております。かれこれいたしまして、現実の問題としてしましては中小業者の減産率といふもの

のは極めて少いといふ愉快になつてお
ります。

○理事(栗山良夫君) 私どもの聞かれるところでは、今度の操短に當つても、いわゆる中小紡績と申しますか、まあ設備で言えはるその程度ではいろいろむずかしいでしょう。一万錘がいいとか、二万五千錘がいいとか、或いは五万錘というものがいいのか、程度問題であります。その程度以下のものをまあ基準にするために、これは大紡績まで全部一律にして、仮に一万五千から一万五千錘ほどの工場に許す、それから上廻つたものについて操業の制限率を加えて行く、こういうようなことを是非とも願いたいというような意味のことを聞いておるのでありますが、只今の繊維局のお考えでは、さういふことは全然考える余地がない、こういう工合にお考えになつておるものか、或いは只今実施せられた点を考慮せられて、更にさういふような点までも研究をする必要があるのじやないか、こういう工合にお考えになつておるものか、その点を一つ伺つておきたいと思つておる。それからその問題について、振興部長は中小企業庁として、その点について関心を持たれたことがあるかどうか、或いは何か具体的な御意見を持つておられるかどうか、その点も一つお聞きしておきたいと思つておる。

○政府委員(記内角一君) その陳情は承つておりますが、現実の生産実績の面から見ますという、むしろ今度の割当の分は遙かに有利な立場に立つております。若し一定の率でやるとなりますと、過去の生産実績を超えた生産能力があるものとして割当でとるということも如何かということで、目下の

は結論ということではなしに、ただ問題点となつておりますので、御了承願ひたいと思います。

○参考人(西村四郎君) 只今問題になりましたゴムとか繊維の操短の問題で、いずれそれにつきましては工員への解雇ということの問題が起つて来ると思ふのであります。労働基準法によりますと、使用者の責による解雇の場合

には予告期間として何日やらなければならん、休業する場合は六割の手当を出さなければならん、政府の法律によつてきめられたものであつたならば仕方ありませんが、勧告というあいまい

いなために、地方ではどんなふうに出づていいかということが問題になつております。私も地方の審議会の委員をやつておるものですから、その問題が出まして、これは政府のほうから何と

か通達があるだろうから、それまで自分たちが取上げても仕方がない問題として投げておる。ですから繊維関係の紡績とか何とかいう大資本を持つておる工場の中では、そういう点が後日に

繰延べられまして、楽だと思うのですけれども、御承知の通り神戸のゴム工業というものは、非常に小さな業者がが集まっておりますので、解決が遅れますと現実には工員が解雇されて行く、そ

れには政府の命令だからと言つて、一言の下に蹴つてしまふ業者もあるし、又休業するために六割の手当を出しておる会社もある。操短というふうなものの問題を通産省でお考えになつたと

きに、当然この問題は考えられておるのじやないかと思うのです。労働省のほうからまだ何の通知もないそうですし、早急に解決して頂かないと地方では非常に困る問題じやないかと思いま

す。こういうふうに考えますので、最後に一言申し上げます。

○境野清雄君 別の問題ですが、今日の中小企業問題に関して私のほうから通産次官と大蔵省の銀行局長の出席を要求しておつたのです。特に銀行局長が見えなければ特殊金融課長に出てくれということ要望しておつたのにもかかわらず、通産次官もそれから銀行局長も見えないということでは、今後委員会を運行する上に、要求しておる政府のほうが出て来られない場合には、理由なり何なり最初に述べて頂かんと、甚だ今後の運行上まずいじやないか、こう思いますので、委員長の手許におきまして然るべく一つ政府当局にそういう苦情を申入れて頂きたいと思ひます。

○理事(栗山辰夫君) かしこまりました。それから中小企業問題は、この前企業合理化促進法をやりましたときに各委員殆んど全員一致の御意見としまして、この委員会は更に積極的に取上げて解決をして行くということが殆んど附帯条件のようになつておりますので、今日は委員のかたが非常に少いので、できませんけれども、そういうような方向で残つた会期中やつて行くように、竹中委員長にもお願いしなければならんと思つておりますから、只今の境野委員の御提案はさように取計らいをいたします。

○理事(栗山辰夫君) では今日はこれにて散会をいたします。

午後五時二十一分散会

第十三回国会参議院通商産業委員会第二十二号正誤

頁 段 行
一 三 五 午後二時 午後四時